

(別 紙)

「平成29年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書」正誤表

頁	訂 正 箇 所												
25頁 「3-2 教育推進 基本計画における 位置付け及び達成 目標等」中	<table border="1"> <tr> <td colspan="4" data-bbox="539 432 2092 480">I-2-(1) [情報教育の推進]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="539 480 1317 592">「授業で、本やインターネットを使って調べる活動をよく行っている、どちらかと言えば行っている」と回答する児童生徒の割合</td> <td data-bbox="1317 480 1559 592">小6 67.4% 中3 22.8%</td> <td data-bbox="1559 480 1823 592">小6 82.5% 中3 23.5%</td> <td data-bbox="1823 480 2092 592">小6 75.0% 中3 30.0%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="539 592 1317 671">小中学校の教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数</td> <td data-bbox="1317 592 1559 671">小 5.8人 中 4.6人</td> <td data-bbox="1559 592 1823 671">小 <u>5.7人</u> 中 <u>4.9人</u></td> <td data-bbox="1823 592 2092 671">小 3.6人 中 3.6人</td> </tr> </table>	I-2-(1) [情報教育の推進]				「授業で、本やインターネットを使って調べる活動をよく行っている、どちらかと言えば行っている」と回答する児童生徒の割合	小6 67.4% 中3 22.8%	小6 82.5% 中3 23.5%	小6 75.0% 中3 30.0%	小中学校の教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数	小 5.8人 中 4.6人	小 <u>5.7人</u> 中 <u>4.9人</u>	小 3.6人 中 3.6人
	I-2-(1) [情報教育の推進]												
「授業で、本やインターネットを使って調べる活動をよく行っている、どちらかと言えば行っている」と回答する児童生徒の割合	小6 67.4% 中3 22.8%	小6 82.5% 中3 23.5%	小6 75.0% 中3 30.0%										
小中学校の教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数	小 5.8人 中 4.6人	小 <u>5.7人</u> 中 <u>4.9人</u>	小 3.6人 中 3.6人										
<table border="1"> <tr> <td colspan="4" data-bbox="539 735 2092 783">I-2-(1) [情報教育の推進]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="539 783 1317 895">「授業で、本やインターネットを使って調べる活動をよく行っている、どちらかと言えば行っている」と回答する児童生徒の割合</td> <td data-bbox="1317 783 1559 895">小6 67.4% 中3 22.8%</td> <td data-bbox="1559 783 1823 895">小6 82.5% 中3 23.5%</td> <td data-bbox="1823 783 2092 895">小6 75.0% 中3 30.0%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="539 895 1317 975">小中学校の教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数</td> <td data-bbox="1317 895 1559 975">小 5.8人 中 4.6人</td> <td data-bbox="1559 895 1823 975">小 <u>4.9人</u> 中 <u>4.2人</u></td> <td data-bbox="1823 895 2092 975">小 3.6人 中 3.6人</td> </tr> </table>	I-2-(1) [情報教育の推進]				「授業で、本やインターネットを使って調べる活動をよく行っている、どちらかと言えば行っている」と回答する児童生徒の割合	小6 67.4% 中3 22.8%	小6 82.5% 中3 23.5%	小6 75.0% 中3 30.0%	小中学校の教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数	小 5.8人 中 4.6人	小 <u>4.9人</u> 中 <u>4.2人</u>	小 3.6人 中 3.6人	
I-2-(1) [情報教育の推進]													
「授業で、本やインターネットを使って調べる活動をよく行っている、どちらかと言えば行っている」と回答する児童生徒の割合	小6 67.4% 中3 22.8%	小6 82.5% 中3 23.5%	小6 75.0% 中3 30.0%										
小中学校の教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数	小 5.8人 中 4.6人	小 <u>4.9人</u> 中 <u>4.2人</u>	小 3.6人 中 3.6人										

平成29年度
教育に関する事務の管理及び執行の状況の
点検及び評価報告書

平成30年9月

釧路市教育委員会

目 次

1	点検と評価の概要	1
2	教育委員会の活動状況	3
3	点検と評価の実施状況	6
4	平成29年度釧路市教育委員会点検・評価票	
	(1) 共に支え合い、安心して暮らせるまちづくり	
	① 青少年の健全育成	7
	・生きる力を育む活動と支援体制の充実	
	・家庭の教育力の向上	
	(2) 自然と都市とが調和した、住みよい魅力あるまちづくり	
	① 環境保全・自然との共生	11
	・誰もが楽しめる魅力ある動物園づくり	
	(3) 心豊かな人を育み、文化を創造するまちづくり	
	① 生涯学習の推進	13
	・学習支援環境の充実	
	・多様な学習機会の提供	
	② 学校教育の充実	18
	・確かな学力の育成と個に応じた指導の充実	
	・豊かな心と健やかな体の育成	
	・社会の変化に対応する力の育成	
	・健全な育ちを支える連携・協働の強化	
	・学びを支える教育環境の整備	
	③ 芸術・文化の振興と継承	33
	・芸術・文化に親しめる機会の充実	
	・あらゆる世代が参加できる芸術・文化活動の展開	
	・文化財の保護	
	・郷土の歴史・文化の継承	
	・アイヌ文化の継承	
	④ スポーツの振興	42
	・スポーツ・レクリエーション環境の充実	
	・スポーツ・レクリエーション活動機会の提供	

1 点検と評価の概要

(1) 経緯

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「地教行法」という。）第26条第1項において、「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（中略）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。」と規定されています。

(2) 目的

地教行法第26条の点検及び評価（以下「点検と評価」という。）は、教育委員会が自ら立てた基本方針に沿って、具体的な教育行政が執行されているかどうかについて点検と評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表することにより、市民に対する説明責任を果たすとともに、効果的で市民に信頼される教育行政を推進することを目的としています。

(3) 点検と評価の対象

「釧路市総合計画」の教育に関する施策を点検と評価の対象としています。「釧路市総合計画」は、釧路市の平成20年度から平成29年度までの10年間のまちづくりの基本計画であり、釧路市の教育行政の基本となるものです。したがって、本計画において主に教育委員会が担う施策について、どのように取り組んだのか点検と評価を継続して行います。

また、平成25年2月に策定しました「釧路市教育推進基本計画」は、平成25年度から平成29年度までを計画期間とした「釧路市総合計画」の分野計画の一つであります。「釧路市教育推進基本計画」では、施策ごとに達成目標を設定しており、その進捗状況を点検し、釧路市の教育行政の評価を合わせて行い、これからの教育行政運営に活用していきます。

(4) 学識経験者の知見の活用

地教行法第26条第2項の規定による学識経験者の知見の活用については、教育委員会の事務の点検と評価の客観性を確保する観点から、教育委員会が行った点検と評価について、教育に関し学識経験を有する2名から意見等を聴取する機会を設けることとしました。

意見提出者

北海道教育大学

副学長

玉井 康之

釧路市校長・教頭在職退職者の会

会長 高野 治雄

地方教育行政の組織及び運営に関する法律抜粋

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

(事務の委任等)

第25条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

- (1) 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
- (2) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
- (3) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。
- (4) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- (5) 次条の規定による点検及び評価に関すること。
- (6) 第27条及び第29条に規定する意見の申出に関すること。

(以下 略)

2 教育委員会の活動状況

(1) 教育委員会議の開催状況

釧路市教育委員会の会議は、地教行法及び釧路市教育委員会会議規則に基づき、毎月1回開催する「定例会」と、必要の都度開催する「臨時会」があります。

① 教育委員会定例会の開催状況

期日	付議案件
29. 4. 13	報告事項 <ul style="list-style-type: none"> 平成29年度市立小中学校児童生徒数等の状況について 平成29年度北陽高等学校入学生等の状況について 平成29年度釧路市奨学生の決定について 釧路市コミュニティ・スクールの指定について ゴールデンウィーク中の生涯学習施設の開館等について 平成29年度市立美術館事業について 第11回全日本少年アイスホッケー大会（中学校・男子の部）の開催結果について 釧路市動物園の展示動物の動向等について 学校の現状について
29. 5. 30	報告事項 <ul style="list-style-type: none"> 幼稚園、小・中学校の校内研修における研究主題について 平成29年度釧路教育研究センター研修講座事業について 「釧路地域イオル再生事業」年次別（平成30～34年度）事業計画について 生涯学習部の所管する公の施設に係る指定管理者の選定について 学校の現状について
29. 6. 30	報告事項 <ul style="list-style-type: none"> 平成29年第3回釧路市議会6月定例会の議決結果について 平成29年第3回釧路市議会6月定例会の審議内容について 山花放課後わくわくクラブの開設について プロモーション動画によるスポーツ合宿の誘致について シマフクロウの雛の成育状況について トドック探検隊について 学校の現状について
29. 7. 28	議案 <ul style="list-style-type: none"> 平成30年度釧路北陽高等学校教科用図書採択について 報告事項 <ul style="list-style-type: none"> 夏季スポーツ合宿来訪予定団体について 第74回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会釧路市実行委員会の設立について 「春採湖のヒブナ生息実態調査」について レッサーパンダの出産について ふれあい動物園のウサギとモルモットにおけるふれあい方の変更について 学校の現状について
29. 8. 24	議案 <ul style="list-style-type: none"> 平成30年度から使用する小学校用道徳の教科用図書の採択について 報告事項 <ul style="list-style-type: none"> 冬季国体に係るテーマ・スローガン・シンボルマークの募集について 釧路市立博物館「常設展示リニューアル記念特別展」の開催について 学校の現状について

29. 9. 29	<p>報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年第4回釧路市議会9月定例会の議決結果について ・平成29年第4回釧路市議会9月定例会の審議内容について ・台風第18号による被害状況の報告について ・北陽高等学校創立60周年記念事業について ・釧路地域イオル再生事業の進捗状況について ・冬季国体に係るホームページの開設について ・レッサーパンダの子のお披露目について ・マリモ発見命名120周年記念事業「阿寒湖国際シンポジウム」の開催について ・学校の現状について
29. 10. 20	<p>議案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・釧路市教育委員会公印規則の一部を改正する等の規則 ・釧路市教育委員会辞令式規程の一部を改正する訓令 <p>報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国学力・学習状況調査における釧路市の結果について ・レッサーパンダの愛称募集について ・「釧路市阿寒町高齢者フォーラム」の開催について ・学校の現状について
29. 11. 24	<p>報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・釧路市教育委員会教育長職務代理者の指名について ・「第8回鉄道史学会住田奨励賞特別賞（展示・企画等）」の受賞について ・飼育中のクマタカの逸走とその対応等について ・シマフクロウの幼鳥の一般公開と愛称募集について ・マリモ発見命名120周年記念事業「国立台湾博物館におけるマリモ特別展」の開催について ・学校の現状について
29. 12. 21	<p>報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年第5回釧路市議会12月定例会の議決結果について ・平成29年第5回釧路市議会12月定例会の審議内容について ・冬季国体に係るテーマ・スローガン・シンボルマークの決定について ・冬季国体イメージソングについて ・レッサーパンダの公開について ・マリモ発見命名120周年記念事業「国立台湾博物館におけるマリモ特別展」について ・学校の現状について
30. 1. 29	<p>報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暴風による学校施設の被災状況について ・2018くしろ20歳のつどいの開催結果について ・平昌オリンピックにおけるパブリックビューイングの開催について ・東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた合宿誘致について ・学校の現状について
30. 2. 13	<p>報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校の現状について
	<p>議案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・釧路市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則 ・釧路市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令 ・釧路市教育委員会参事、所管次長及び主幹等設置規程の一部を改正する訓令 ・釧路市教育委員会職員定数規程の一部を改正する訓令

30. 3. 28	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉏路市コミュニティ・スクール協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則 ・ 鉏路市立学校管理規則の一部を改正する規則 ・ 鉏路市動物園条例施行規則の一部を改正する規則 ・ 鉏路市教育推進基本計画の策定について ・ 鉏路市社会教育推進計画の策定について ・ 鉏路市文化芸術振興計画の策定について <p>報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成30年第1回鉏路市議会2月定例会の議決結果について ・ 平成30年第1回鉏路市議会2月定例会の審議内容について ・ 平成30年度鉏路市立小中学校教職員人事異動について ・ 鉏路市民球場における広告事業の拡大について ・ 鉏路市動物園の展示動物の動向について ・ 学校の現状について
-----------	---

② 教育委員会招集及び結果

月	回数	会 議 案				結 果				
		議案	報告	選挙	計	可決	継続	報告完了	選挙完了	計
4	1		9		9			9		9
5	1	8	10		18	8		10		18
6	1	1	9		10	1		9		10
7	1	2	6		8	2		6		8
8	2	7	6		13	7		6		13
9	3	3	9		12	3		9		12
10	1	3	4		7	3		4		7
11	1	6	8		14	6		8		14
12	1	1	7		8	1		7		8
1	1	1	8		9	1		8		9
2	3	9	6		15	9		6		15
3	3	24	7		31	24		7		31
計	19	65	89		154	65		89		154

③ 規則等の公布

区 分	制 定	廃 止	一部改正	計
規 則	1	1	22	24
訓 令			6	6
計	1	1	28	30

3 点検と評価の実施状況

(1) 点検と評価

「釧路市総合計画」の教育に関する17施策について点検と評価を行いました。

- ・生きる力を育む活動と支援体制の充実
- ・家庭の教育力の向上
- ・誰もが楽しめる魅力ある動物園づくり
- ・学習支援環境の充実
- ・多様な学習機会の提供
- ・確かな学力の育成と個に応じた指導の充実
- ・豊かな心と健やかな体の育成
- ・社会の変化に対応する力の育成
- ・健全な育ちを支える連携・協働の強化
- ・学びを支える教育環境の整備
- ・芸術・文化に親しめる機会の充実
- ・あらゆる世代が参加できる芸術・文化活動の展開
- ・文化財の保護
- ・郷土の歴史・文化の継承
- ・アイヌ文化の継承
- ・スポーツ・レクリエーション環境の充実
- ・スポーツ・レクリエーション活動機会の提供

(2) 学識経験者の意見

教育委員会が行った施策の点検と評価の結果に関し意見や助言をいただきました。

平成29年度釧路市教育委員会点検・評価票

評価対象年度	平成29年度	作成日	平成30年7月1日
1 釧路市総合計画の施策体系			
施策コード	2-6-1		
施策の大綱	共に支え合い、安心して暮らせるまちづくり	施策 主管課	教育支援課
施策の分野	青少年の健全育成	施策 関係課	教育支援課 阿寒生涯学習課 音別生涯学習課
施策名	生きる力を育む活動と支援体制の充実		

2 施策の方向
青少年の生きる力を育むため、学校・家庭・地域が一体となった取組を進め、様々な活動機会を創出するとともに、青少年活動に対する支援を行うなど、青少年の自主性や社会性の育成を図ります。

3 施策の主要事業	
事業名	事業の意図
1 青少年の健全育成活動の推進	青少年の多様な交流や体験活動の機会を提供するとともに、地域の活動を担うリーダーの養成に努めます。
2 青少年健全育成団体への支援	青少年の団体活動や自主的な社会参加を促進するため、様々な体験活動を行う青少年健全育成団体を支援します。
3 非行防止等活動の推進	問題行動を抱える青少年や家族からの相談に応じ、実情に即した支援を行うとともに、補導活動や有害環境浄化活動を通じて非行の未然防止に努めます。

3-2 社会教育推進計画における位置付け	
分類	施策の方向
I-3-(1)	地域ネットワークの強化
I-4-(3)	青少年リーダーの育成
I-4-(4)	非行等の未然防止

4 平成29年度の施策の取組状況
1. 青少年の健全育成活動の推進
<ul style="list-style-type: none"> ふるさと釧路に誇りと愛着を持ち、釧路の次代を担う人材を育成するため、ジュニアリーダー育成事業として、小学校4年生から6年生を対象に釧路市民文化振興財団が実施する市民学園講座「まなぼっとわくわく体験隊」と連携し、北大通近郊を巡るフォトラリーやネイパル厚岸での野外体験学習・宿泊体験のほか、社会教育施設を活用した各種の体験学習など、全5回の研修・学習会を開催しました。 ジュニアリーダー養成事業「チャレンジスクール」（阿寒地区）として、郷土学習・野外活動・宿泊研修・創作活動などの体験学習を全11講座開催しました。
2. 青少年健全育成団体への支援
<ul style="list-style-type: none"> 釧路市子ども会育成連合会へ助成金を交付し「じゃがいもの植付けから収穫までの体験」や「遊学館、博物館、炭鉱資料館を回る歴史体験」といった「わくわく三世代体験学習」のほか、各単位子ども会での事業、釧路管内の子ども会関係機関との連携などの活動に対する支援を行いました。 釧路市健全育成連絡会議へ助成金を交付し、学校等を中核とした地域主導の健全育成事業に対する支援を行いました。 阿寒町青少年健全育成連絡協議会へ助成金を交付するとともに、各町内会青少年育成部への活動支援、阿寒ウルトラオリンピックや冬の子どもスポーツフェスティバルの開催など、健全育成活動に対する支援を行いました。 音別町青少年健全育成推進協議会へ助成金を交付し、「親子ふれあいヤマベ放流事業」や「ファミリースポーツ交流会」などの活動に対する支援を行いました。
3. 非行防止等活動の推進
<ul style="list-style-type: none"> 青少年に対する規範意識の醸成、非行の未然防止と深化の抑止に向け、釧路市特別補導員や学校補導協会などの関係機関・団体と連携しながら、市内大型商業施設やその周辺の遊技施設、各地域の繁華街の街頭等のほか、祭典の会場近辺などにおいて、声かけや見守りなどの巡視活動を実施しました。

- ・カラオケボックス等の事業者に対する青少年の深夜の立入禁止の徹底についての指導のほか、釧路市有害環境浄化モニターなどによる図書、DVD等の販売店やコンビニエンスストア及びレンタルDVD店における有害図書類等の販売・陳列方法に関する調査・指導、携帯電話販売店で契約時の年齢確認及びフィルタリング等の説明に関する調査・指導など、北海道青少年健全育成条例に基づく各種の立入調査を実施し、有害環境の浄化活動を実施しました。
- ・学校・家庭だけでは解決できない問題や悩みを抱えている児童生徒とその保護者に対して、釧路市ファミリーサポーターが、とりわけ不登校の改善に向け、家庭へ訪問するなど、学校やスクールソーシャルワーカーなどの関係機関と連携を図りながら継続的に支援を行いました。（支援対象者6人）

5 課題等

1. 青少年の健全育成活動の推進

- ・ふるさと釧路に誇りと愛着を持ち、次代を担う人材の育成を図るため、地域の教育資源を生かした自然体験や社会体験などの体験活動の充実が必要となっています。
- ・ジュニアリーダー養成事業（阿寒地区）について、近年、部活動等で中学生の登録者が少なくなり、小学生から中学生への継続したプログラム活動の展開が困難な状況となっています。

2. 青少年の健全育成団体への支援

- ・少子高齢化に加え、人と人との関わりや地域のつながりが薄れている現状の中で、地域単位の子ども会等へ加入する子どもたちが減少しているとともに、子どもたちに対する地域での指導者も不足しているほか、音別地域では地区子ども会の解散や、活動を縮小している状況にあります。

3. 非行防止等活動の推進

- ・喫煙による高校生及び有職少年の補導がそれぞれ1件ずつあり、また、小・中学生同士での大型商業施設内のゲームコーナーへの立入りによる注意指導の件数が長期休業中は増加傾向となることから、学校で教えられたルールの順守等の規範意識の徹底を図る必要があります。また、家庭の経済的な問題による子どもの貧困など、青少年を取り巻く環境の複雑化に対応した取組の充実が必要となっています。

6 今後の取組の方向性

1. 青少年の健全育成活動の推進

- ・異学年や他校児童との交流の中で、様々な体験活動を行うことにより、愛郷心や社会性、協調性、さらには自立心を育むとともに、引き続き体験活動の充実に取り組んでいきます。
- ・ジュニアリーダー養成事業（阿寒地区）では、郷土阿寒を題材に、児童生徒の参加意欲を高める魅力あるプログラムを企画し、そこから学んだことを次のステップにつなげる取組を行います。

2. 青少年の健全育成団体への支援

- ・健全育成団体が主催する事業については、教育委員会との連携を推進するほか、新たな取組や手法を講じていけるよう、団体に対し情報提供するとともに、必要な指導、助言を行っていきます。

3. 非行防止等活動の推進

- ・青少年を取り巻く環境は日々変化しており、実態に即応できる柔軟な巡視活動体制や、問題等の改善に向けた支援活動の体制づくりを進めるとともに、保護者への学校の決まりの周知など、引き続き関係機関と連携し、非行の未然防止に向けた活動に取り組んでいきます。

7 学識経験者の意見

児童生徒のリーダー性を育む機会が減少している中で、学校・家庭・地域が一体となって青少年の自主性や社会性を育成する事業に継続的に取り組み成果を上げている。学校・家庭・地域の後押しを得て児童生徒の参加応募を促す一層の工夫が望まれる。各種事業に参加する児童生徒の減少傾向について、背景として子どもたちの集団への関わりや人間関係の希薄化があり、日頃から児童生徒一人ひとりの自主性や社会性を育むために学校教育との連携を深め、リーダー性を育てる指導（児童会・生徒会活動、クラブ活動、委員会活動、学校行事などの特別活動の指導時間が削減されている現状）の充実が大切であると考え。部活動の未加入者増加の現状に対しても、ボランティア部など生徒の負担感の少ない部の設置により成果を上げている事例もあり、学校に対する啓発活動や情報提供を望む。青少年育成団体への支援においては、町内会単位での子ども会活動の継続は困難な現状であり、連合町内会、学校区ごとの規模などでの支援体制を工夫し、地域の受け皿を検討していく必要がある。非行防止活動は着実に成果を上げており、地道に活動を継続していただきたい。

平成29年度釧路市教育委員会点検・評価票

評価対象年度	平成29年度	作成日	平成30年7月1日
1 釧路市総合計画の施策体系			
施策コード	2-6-2		
施策の大綱	共に支え合い、安心して暮らせるまちづくり	施策 主管課	教育支援課
施策の分野	青少年の健全育成	施策 関係課	教育支援課
施策名	家庭の教育力の向上		

2 施策の方向
基本的な生活習慣や倫理観を育成する場である家庭への学習機会や学習情報の提供などにより、家庭教育の重要性についての意識醸成に努めます。

3 施策の主要事業	
事業名	事業の意図
1 家庭教育の推進	家庭教育の意義と役割に関する情報提供、子育て学習の場である家庭教育学級の開催など、家庭教育の支援に努めます。

3-2 教育推進基本計画における位置付け及び達成目標等				
分類 [施策の方向]				
	成果指標項目	計画策定時(H24)	H29年度実績	目標値
VI-12-(1) [家庭の教育力の向上]				
	家庭教育支援事業「子育て講座」を開催している小中学校及び幼稚園・保育所の割合	小 21.4% 中 26.7% 幼保 37.0%	小 23.1% 中 20.0% 幼保 47.3%	小 50.0% 中 50.0% 幼保 50.0%
	「テレビ・ビデオ・DVDの視聴時間が1日あたり3時間以内」と回答する児童生徒の割合	小6 56.8% 中3 65.5%	小6 70.5% 中3 75.0%	小6 65.0% 中3 75.0%
	「家の人と学校での出来事について話をしている、どちらかといえばしている」と回答する児童生徒の割合	小6 75.2% 中3 66.5%	小6 72.6% 中3 73.5%	小6 80.0% 中3 70.0%

3-3 社会教育推進計画における位置付け	
分類	施策の方向
I-2-(1)	親の学習機会の拡充
I-2-(2)	子育て支援の体制づくり

4 平成29年度の施策の取組状況
1. 家庭教育の推進
<ul style="list-style-type: none"> 福祉・教育分野の関係職員による「釧路市家庭教育支援チーム」を組織し、連携を図りながら、家庭の教育力向上の推進に努めました。 不登校等教育的課題を抱える家庭に対する支援として、釧路子ども家庭支援センターを拠点とした通所支援のほか、軽スポーツやものづくりなどの活動を通じた支援を行うことにより、望ましい生活リズムの定着を促し、不登校状況の改善を図るとともに、福祉分野の子育て支援事業やファミリーサポート事業との連動による、家庭から第一歩を踏み出すことができない児童生徒への支援を実施しました。 家庭教育支援事業「家庭教育講座」を通して家庭教育の充実を図りました。（幼稚園・保育園9園、小・中学校8校、児童センター1館） 釧路教育研究センター教育講演会『この時代の家庭と子育てに必要なこと』（講師：金子耕弉氏）を実施し、子育てのヒントとなる情報を参加者に紹介しました。（2月17日、釧路市民文化会館小ホール、188人参加） 新入学児童保護者説明会において「子育て講話」を実施し、家庭における規則正しい生活習慣の確立など、家庭教育の支援に努めました。（入学予定のある全小学校で実施）

- ・教育・福祉両面から収集した家庭教育に関する情報を掲載した家庭教育通信「はぐくみ」を3回発行し、関係機関へ配付するとともに、家庭教育講座を実施する際の啓発資料として活用するなど、広く周知を図りました。
- ・地域全体で子どもたちを育てていくため、釧路市PTA連合会と連携し作成した合言葉である「くしろっ子共に育てる 10か条」を掲載したクリアファイルを小学校低学年用、小学校高学年用、中学生用の3種類作成し、児童生徒へ配布しました。

5 課題等

1. 家庭教育の推進

- ・家庭の教育力低下が指摘されるとともに、子育てに悩みを抱える保護者は依然として減少していないため、発達段階に応じた効果的な支援を行えるよう、関係機関との情報共有・協働の取組が必要とされています。
- ・家庭教育に関して身近に相談できる相手を見つけることが難しい等、孤立傾向がある家庭や、家庭教育への関心が低い要支援家庭に対する支援施策の推進が課題となっています。

6 今後の取組の方向性

1. 家庭教育の推進

- ・「家庭教育講座」について、啓発資料を活用した望ましい生活習慣の啓発やグループワーク形式を取り入れた参加型の講座など、保護者の幅広いニーズに応える講座を開催するとともに、釧路市家庭教育支援チームとしての活動を充実させるなど、家庭教育の大切さを伝えていくことができる取組を進めていきます。
- ・要支援家庭への支援として、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、ファミリーサポーターなどの関係者や福祉部局とも連携し、ファースト・ステップ・プログラムやステップ・アップ・プログラムなどの包括的な取組を進めるとともに、既存の支援施策と連動し、次のステージとして想定される不登校学級や適応指導教室への効果的なつなぎを行っていきます。

7 学識経験者の意見

幼児期の家庭教育の支援はとても重要であり、幼稚園・保育園での「子育て講座」が年々増加していることは良い傾向である。小・中学校においては、PTA活動として研修講座の内容が多岐にわたり、時々の流行もあるので毎年の開催は難しいと思われるが、「子育て講座」開催の啓発に継続的に努めていただきたい。

子どもを地域全体で育てるために、福祉・教育分野の連携、PTA連合会と協力した学習機会や情報の提供は効果的であり、生活の目当ての重点化やクリアファイルの配布による「見える化」により児童生徒の生活習慣の改善が見られる。より一層連携を深め、必要などころに支援が行き届く施策の展開を期待する。また、子どもの体験を広げ自立を促す場として、地域との関わりの重要性を保護者に知らせ、子どもの地域デビュー（親子でラジオ体操会などの地域行事に参加する。隣近所に入学の挨拶をするなど）を促す学習（啓発）の場が必要であり、新入学児童保護者説明会などは有効な機会である。幼稚園・保育園の入園時なども良い機会であると考え。テレビ・ビデオ・DVDの長時間視聴の減少は良い傾向であるが、スマホ常用の増加と関連した分析が必要であり、また、小学生の「家の人の会話」が年々減少傾向にあることについても分析・対策が必要と思われる。

平成29年度釧路市教育委員会点検・評価票

評価対象年度	平成29年度	作成日	平成30年7月1日
1 釧路市総合計画の施策体系			
施策コード	3-8-4		
施策の大綱	自然と都市とが調和した、住みよい魅力あるまちづくり	施策 主管課	動物園
施策の分野	環境保全・自然との共生	施策 関係課	動物園
施策名	誰もが楽しめる魅力ある動物園づくり		

2 施策の方向

施設や動物展示の充実、多彩な体験・学習機会の提供など、子どもからお年寄りまで幅広い年齢層に、楽しんで満足してもらえる動物園づくりを進めます。

3 施策の主要事業

事業名	事業の意図
1 施設整備・展示内容の充実	動物園の魅力をも高めるため、施設の整備を計画的に進めながら、動物のいきいきとした姿を身近で観てもらおう工夫など、展示内容方法の充実に努めます。
2 体験・学習機会の充実	子どもたちの動物や自然への関心が高まるよう、給餌や小動物とのふれあい体験、飼育員による動物ガイドなど、体験・学習メニューの充実に努めます。

3-2 社会教育推進計画における位置付け

分類	施策の方向
Ⅲ-1-(2)	多様な自然体験・学習機会の充実

4 平成29年度の施策の取組状況

1. 施設整備・展示内容の充実

- ・ 猛獣舎において寝室の動物移動用鉄扉の腐食が著しいため、飼育担当者の安全確保ができるよう取替工事を行いました。また、腐食で壊れたウサギ舎内の飼育ケージを更新しました。
- ・ 成長した雄のキリンの頭部が観覧通路へ届くようになったため、来園者との接触事故を防ぐことができるよう、フェンスの改修工事を行いました。
- ・ シマフクロウの保護増殖事業を進めるため、個体にストレス無く繁殖の状況を確認できるよう、巣箱に監視ビデオカメラを設置しました。

2. 体験・学習機会の充実

- ・ 総合的な学習の時間における利用として、児童生徒が動物と自然環境について学習することができる飼育体験等を実施しました（43団体667人参加）。
- ・ 幼児や児童が動物に直接触れることで「命の尊さ」について学ぶことができる「こども動物園」での団体指導を実施しました（69団体5,189人参加）。
- ・ 動物の飼育や来園者へのサービス業務を体験する職場体験事業を実施しました（11団体83人参加）。
- ・ 動物の生態についてより深く理解できるよう、動物舎前でのガイドや北海道ゾーンのガイドを通年で実施した（90件参加者1,027人）ほか、繁忙期の土日や祝日を中心に動物園ボランティアによるガイドも行いました（49日延べ175人）。

5 課題等

1. 施設整備・展示内容の充実

- ・ 入園者を増やすため、展示施設や解説・学習看板などの整備・改修に取り組み、魅力ある動物園づくりを進める必要があります。

2. 体験・学習機会の充実

- ・ 年齢層に合わせた参加体験型教育プログラムやハンズオン（体験学習）型解説展示物の開発等を進め、環境保全や野生生物保護を一層啓発する必要があります。

6 今後の取組の方向性

1. 施設整備・展示内容の充実

- ・平成22年度に策定した動物園基本計画を基に、実施計画を策定し、道東の自然環境の地域性を生かした展示施設等の整備を進めるほか、展示施設修繕においては、動物の見せ方に工夫を凝らし、動物園の魅力アップを図ります。

2. 体験・学習機会の充実

- ・学校教育と連携した教育プログラムやハンズオン型屋外解説展示物などの開発に引き続き努めます。

7 学識経験者の意見

教育施設としての釧路市動物園は、自然環境問題や生態系など、生命尊重の一環としても利用されているとともに、それらの発展として総合的な学習の時間にも数百名の利用がある。道東における総合的な学習では、自然環境は重要な項目であり、その一環として釧路市動物園は積極的に利用されている。また、ハンズオンなど、入園者が見学するだけでなく参加できるように、プログラムや展示物の工夫も見られ、積極的な質の改善が見られる。

平成29年度釧路市教育委員会点検・評価票

評価対象年度	平成29年度	作成日	平成30年7月1日
1 釧路市総合計画の施策体系			
施策コード	4-1-1		
施策の大綱	心豊かな人を育み、文化を創造するまちづくり	施策 主管課	生涯学習課
施策の分野	生涯学習の推進	施策 関係課	生涯学習課 阿寒生涯学習課 音別生涯学習課
施策名	学習支援環境の充実		

2 施策の方向
市民の生涯学習を総合的に推進するため、計画的に施設整備を行うとともに、生涯学習に関する相談体制の充実や情報の収集、提供などにより、学習支援体制の充実を図ります。

3 施策の主要事業	
事業名	事業の意図
1 生涯学習施設の整備	市民の学習意欲の向上や学習活動の継続への支援を図るため、生涯学習活動の拠点となる社会教育施設の整備、充実に努めます。
2 生涯学習推進体制の充実	学習情報を総合的に提供する学習情報ネットワークの整備など、市民にとって必要な情報の充実に努めます。

3-2 社会教育推進計画における位置付け	
分類	施策の方向
II-1-(1)	ニーズにあった学習内容の充実
II-2-(1)	生涯学習に関する情報提供の充実
II-2-(2)	施設・環境の整備
II-3-(1)	人材発掘とその育成

4 平成29年度の施策の取組状況
1. 生涯学習施設の整備
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民が安全・安心に施設を利用できるよう、次のとおり社会教育施設の整備等を行いました。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民文化会館の正面スロープ袖壁の修繕 ・ こども遊学館の非常照明蓄電池の交換 ・ 阿寒地区では、公民館の視聴覚機材（移動式プロジェクター）の更新を行いました。 ・ 音別地区では、体験学習センター「こころみ」のエレベーターの基板更新、ふれあい図書館のボイラーの修理及び文化会館の玄関床タイルの一部修繕を行いました。
2. 生涯学習推進体制の充実
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民への多様な学習機会の提供を図るため、子どもから高齢者まで幅広い年齢層に対応したライフステージ講座やくしろ市民大学等の「市民学園講座」等の各種講座を開催しました。また、日頃の活動の発表と市民の交流の場としての役割を果たしている「生涯学習フェスティバル」を多くの参加者のもと実施しました。 ・ 市民の自主的な学習活動の促進を図るため、「釧路市生涯学習人材バンク」や「釧路市生涯学習まちづくり出前講座」の活用促進に努めました。 ・ 市民にきめ細かな情報を提供するため、広報くしろの「生涯学習ガイド」コーナーにおいて、各講座や学習会等の案内を毎号掲載しました。また、生涯学習センターや市民文化会館では、ホームページにより各種事業の情報提供を行いました。

5 課題等
1. 生涯学習施設の整備
<ul style="list-style-type: none"> ・ 釧路地区における社会教育施設の老朽化が進む中で、全ての学習者が安全かつ安心して活動できる環境を確保するため、計画的な整備が課題となっています。

- ・阿寒地区では、老朽化が進む公民館施設・設備について、利用者の安全確保の観点からも計画的な整備が必要となっています。
- ・音別地区では、施設・設備の経年劣化による利用環境の悪化を防止するため、修繕等の早急な対策が必要となっています。

2. 生涯学習推進体制の充実

- ・生涯学習活動を行う各種団体・サークルにおいては、会員の高齢化や加入者の不足により、活動を維持できなったり、縮小したりする団体が増加しています。また、サークルの立上げも減少傾向にあり、生涯学習を推進するリーダー的人材の育成や発掘も課題となっています。
- ・新たな学習者を増やすため、市民ニーズの把握やタイムリーな話題を的確にキャッチして講座等のプログラムに反映させるなど、その対応が必要となっています。
- ・継続的に学習を行っている市民については、学習方法のいかんにかかわらず、多くがレベルアップした学習内容を求めており、その対応も課題となっています。

6 今後の取組の方向性

1. 生涯学習施設の整備

- ・釧路市社会教育施設等運営審議会や施設利用者等の意見を参考にしながら、計画的な施設整備に努めます。
- ・阿寒地区では、生涯学習拠点施設として利用促進を図るべく、阿寒町公民館施設の適切な更新や機能充実に努めます。また、施設の適切な維持・管理により長寿命化と安全性の向上を図り、快適な学習環境の提供に努めます。
- ・音別地区では、各施設の現状や課題を把握するとともに、利用者の意見も踏まえながら、計画的な施設整備に努めます。

2. 生涯学習推進体制の充実

- ・各種指導者等の人材の育成・発掘・活用や主体的に活動する団体・サークルの育成に努めます。
- ・タイムリーな話題や身近な課題など、興味や関心を持って参加できる講座を企画するとともに、学習者のレベルに合わせた講座の開催について検討します。

7 学識経験者の意見

全道の中でも早い時期から開始された市民出前講座は、メニューも90講座以上あり、利用者数も高い水準を維持している。この取組は、釧路市を誇りに思う市民を増やすとともに、まちづくり意識を高め、何らかの形でまちづくりに参加する市民を増やす契機となっている。今後、活動力のある若者・学生にも出前講座の取組を広げ、まちづくりに参加する若者を増やしていくことも期待される。

平成29年度釧路市教育委員会点検・評価票

評価対象年度	平成29年度	作成日	平成30年7月1日
--------	--------	-----	-----------

1 釧路市総合計画の施策体系			
施策コード	4-1-2		
施策の大綱	心豊かな人を育み、文化を創造するまちづくり	施策 主管課	生涯学習課
施策の分野	生涯学習の推進	施策 関係課	生涯学習課 博物館 阿寒生涯学習課 音別生涯学習課
施策名	多様な学習機会の提供		

2 施策の方向
生涯学習に対する多様な市民ニーズに応えるため、生涯学習人材バンクや出前講座の活用などにより、多種にわたる学習機会を提供するとともに、地域の学習拠点となる生涯学習施設機能の充実を図ります。

3 施策の主要事業	
事業名	事業の意図
1 生涯学習講座の充実	市民の自主的な学習を支援するため、生涯学習に関する各種講座の開催や情報の充実に努めるとともに、様々な分野の指導者を確保、提供します。
2 図書館機能の充実	読書活動の推進や市民が求める資料と情報の提供を図るため、図書や資料の充実に努めるとともに、市民が利用しやすい環境づくりを進めます。
3 博物館機能の充実	郷土の歴史や風土についての学習機会を提供するため、展示の充実に努めるとともに、収蔵資料のデータベース化による整理、活用を進めます。

3-2 教育推進基本計画における位置付け及び達成目標等				
分類 [施策の方向]				
	成果指標項目	計画策定時(H24)	H29年度実績	目標値
II-3-(2) [読書活動の充実]				
	児童生徒1人当たりの学校図書館図書数	小 19.4冊 中 29.4冊	小 25.3冊 中 33.3冊	小 23.1冊 中 35.5冊
	「朝読書・読み聞かせ」などの一斉読書の時間を設けている小中学校及び幼稚園・保育所の割合	小 96.4% 中 80.0% 幼保 100%	小 100% 中 86.7% 幼保 100%	小 100% 中 100% 幼保 100%
	「読書が好き、どちらかといえば好き」と回答する児童生徒の割合	小6 72.8% 中3 74.1%	小6 72.2% 中3 69.3%	小6 80.0% 中3 80.0%

3-3 社会教育推進計画における位置付け	
分類	施策の方向
II-1-(2)	魅力ある講座の展開
II-2-(2)	施設・環境の整備
II-3-(2)	学びの成果を活かせる場の提供
III-1-(2)	多様な自然体験・学習機会の充実

4 平成29年度の施策の取組状況
1. 生涯学習講座の充実
<ul style="list-style-type: none"> 市民の多様な学習機会を提供するため、釧路市民文化振興財団の指定管理者事業として、子育て世代、子ども、シニア及び女性を対象とした「ライフステージ講座」や、郷土釧路及び一般教養をテーマとする「くしろ市民大学」、日頃の活動の成果を披露する市民参加型の「生涯学習フェスティバル（11月11、12日 参加者8,905人）」等を実施しました。

- ・指導者の確保・発掘とその活用及びサークル等の活動の活性化を図るため、「釧路市生涯学習人材バンク」の登録及び活用について、釧路市ホームページや広報くしろ等でのPRにより、広く呼び掛けを行いました。平成29年度登録人数は39人（平成28年度40人）でした。
- ・市の職員等が講師となり、市の業務や制度について講習などを行う「釧路市生涯学習まちづくり出前講座」は、112件5,099人（平成28年度110件5,040人）の活用がありました。
- ・阿寒地区では、阿寒町公民館分館事業としての補助金を活用し、地域歴史資料の整備やスポーツ活動、親子登山、アイスクリーム作り、書道教室、音楽会や親子ふれあい事業などを開催しました。また、高齢者大学「シルバー大学」では、受講生41人により、教養、芸能、工芸、健康の分野の講座及びフィールドワークや修学旅行など年間87回実施しました。
- ・音別地区では、趣味的な講座（プリザーブドフラワー教室）を開催し、学習意欲の向上に努めました。また、高齢者学級では学習会を3回、移動学習会を1回開催し、延べ100人が参加しました。

2. 図書館機能の充実

- ・平成29年度の資料購入点数は雑誌を含め17,038点、寄贈による資料収集点数は4,945点となり、着実に資料の充実が図られました。また、前年に引き続き、「古本市」の収益の活用など、市民との協働による資料整備に努めました。
- ・図書館利用については、図書館移転に伴う臨時休館の影響もあり、貸出点数は625,525点と前年に比べ減少となりました。貸出機能以外に関しては、くしろ図書館を使った調べる学習コンクールの開催や学校ブックフェスティバルの開催を通じて、レファレンス機能の活用方法周知や子どもの読書活動の推進など、多様な図書館利用の環境づくりに努めました。
- ・図書館事業としては、郷土に関する展示や講演会、こども遊学館及び博物館との共催による「なつやすみこども自由研究屋台村」をはじめ、展示、講座など22事業を実施し、図書館の情報提供機能の充実に努めました。
- ・図書館機能の充実や、課題となっていた旧図書館の老朽化、狭あい化の問題を解決するため、新図書館を中心市街地に建設された民間ビル内に開設し、対面朗読サービスをはじめとした新たな利用者サービスの提供に努めました。
- ・阿寒町公民館図書室だよりを隔月で発行し、新着本の紹介、読み聞かせ会の案内、移動図書室バスの運行予定など、情報提供に努めました。
- ・音別町ふれあい図書館だよりを毎月1回発行し、音別地域の全戸に配布して、新刊の紹介や読み聞かせ・映画会の案内を行ったほか、地域にゆかりのある作者の特設展示を行うなど、利用者増に努めました。

3. 博物館機能の充実

- ・湿原のスゲや水鳥のカモなど身近な動植物をわかりやすく紹介したり、報道機関と連携して釧路地域の開拓の歩みをふり返る貴重な映像を紹介したりするなど、市民の関心が高まるよう努めました。併せて各種観察会や講演会、体験講座などを開催し、より多くの学習機会の提供にも努めました。
- ・昨年に引き続き、収蔵資料の整理及びデータベース化を進めました。

5 課題等

1. 生涯学習講座の充実

- ・釧路地区では、各種講座や講演会等への参加者や新たな学習者を増やすため、講座修了時にアンケート等を行い、市民ニーズの把握やタイムリーな話題を的確にキャッチし講座等に反映させるなどの対応が必要となっています。
- ・阿寒地区では、阿寒町公民館分館事業について、対象となる地域の人口減少や高齢化により活動の低迷が見られることから、地域の現状に合わせた事業の展開が課題となっています。また、高齢者大学については、学習の満足度を高める新たな講座の企画が課題となっています。
- ・音別地区では、市民のニーズに応えた講座を開設するための講師の確保が最重要課題となっています。

2. 図書館機能の充実

- ・新図書館の充実した機能を活かすための資料や図書館ソフト事業の充実、まちなかの賑わいづくりに貢献する図書館事業の実施に向けた商工会議所や地域商店街との連携、協議の推進などが課題となっています。
- ・阿寒地区では、阿寒町公民館図書室の貸出冊数は増加傾向にあるものの、利用者数が減少に転じており、さらなる利用環境の改善や蔵書の充実、新たな利用者の掘り起こしが課題となっています。
- ・音別地区では、地域内人口の減少などにより利用者数・貸出冊数が減少傾向にあり、利用者ニーズを的確に捉えたサービス（蔵書内容の充実など）が課題となっています。

3. 博物館機能の充実

- ・市民への情報提供の機会を増やすためには、学芸員による調査・研究や資料の収集を行って情報を得ることが不可欠です。得られた情報をもとに、企画展や講座等において市民が関心を寄せるテーマを設定するなど、市民ニーズに対応する様々な事業の展開が課題となっています。

6 今後の取組の方向性

1. 生涯学習講座の充実

- ・ 釧路地区では、ライフステージ講座に関しては、学ぶ意欲の高揚と継続的な学習活動に繋がる内容とし、高齢者を対象とした講座では学習活動を通じた生きがいの創出にも努めます。また、くしろ市民大学に関しては、高等教育機関等との連携により、郷土釧路を学ぶ内容のほか、身近な話題などをテーマとし、市民が興味や関心を持って参加できる講座を企画し実施します。
- ・ 阿寒地区では、阿寒町公民館分館事業について、地域団体及び住民との協議を進め、住民主体の事業構築を図っていきます。また、高齢者大学については、高齢者の学習ニーズに対応できるよう各分野の講座機会を調査し、内容の充実を図りながら事業を継続していきます。
- ・ 音別地区では、市民ニーズの把握と指導者の確保・養成のための方法を探りながら、教室の開設に努めます。

2. 図書館機能の充実

- ・ 新図書館開館により増加した利用者数等の維持を図るため、従来にとらわれない事業を実施し、及び利用者サービスを提供します。また、新図書館の資料等の整備を継続して行うとともに、まちなか賑わいづくりに貢献できる図書館事業の実施に向けて、関係団体との協議や連携の推進に努めます。
- ・ 阿寒地区では、幼児期から学童期の子ども達の読書習慣を定着させるため、移動図書室バス「よむよむ」の定期運行を継続し幼稚園や小・中学校に巡回図書の提供を行うとともに、地域のコミュニティ施設には、巡回文庫を配置するなど住民の本に接する機会の充実に努めます。
- ・ 音別地区では、利用者ニーズを考慮した資料整備に努めるとともに、事業の企画と情報発信サービスの充実に努めます。

3. 博物館機能の充実

- ・ 釧路地方を中心とした自然と歴史に関する調査・研究により新たな情報の掘り起こしに努めるとともに、資料の収集・保管を的確に行い、データベース化を進めていきます。蓄積された情報は、各種展示のほか、観察会、講演会等の様々な事業を通して、市民への学習機会として幅広く提供していきます。

7 学識経験者の意見

図書館は、子どもの読解力を高め、資質・能力の基礎となるものであり、これからは読書指導が重要となる。釧路市では、図書館の蔵書も増え、貸出活動・読書推進活動も展開されており、その成果は高まってきている。博物館は、市町村博物館の中では充実した内容を誇っており、学芸員も多いため、子どもの地域探究学習や市民の講座等で積極的に活用されている。これらが長期的には地域を誇りに思う子どもたち・市民を育てる条件となっている。

平成29年度釧路市教育委員会点検・評価票

評価対象年度	平成29年度	作成日	平成30年7月1日
1 釧路市総合計画の施策体系			
施策コード	4-2-1		
施策の大綱	心豊かな人を育み、文化を創造するまちづくり	施策 主管課	教育支援課
施策の分野	学校教育の充実	施策 関係課	教育支援課
施策名	確かな学力の育成と個に応じた指導の充実		

2 施策の方向
主眼的に考え、学び、行動できる確かな学力を育成するとともに、一人ひとりを大切に特別支援教育の推進を図ります。また、研究や研修事業などによる教職員の指導力の向上に努めます。

3 施策の主要事業	
事業名	事業の意図
1 生きる力を支える学力の向上	学ぶ意欲を高めながら、基礎的、基本的な知識や技能の確実な定着に向けた取組を進めます。 思考力、判断力、表現力など、自ら課題を解決する能力の育成に努めます。
2 特別支援教育の推進	障がいのある児童生徒の状況を的確に把握し、そのニーズに応じた適切な教育の推進に努めます。
3 教職員の資質向上	教職員一人ひとりの社会性、専門性の育成を図る研修など、資質や指導力の向上に向けた取組を進めます。
4 学校評価機能の充実	保護者や地域に開かれ、信頼される学校づくりを進めるため、自己評価や外部評価など学校評価の機能の充実に努めます。

3-2 教育推進基本計画における位置付け及び達成目標等			
分類 [施策の方向]			
成果指標項目	計画策定時(H24)	H29年度実績	目標値
I-1-(1) [基礎・基本の確実な定着を図る指導の充実]			
全国学力・学習状況調査における児童生徒の平均正答率の状況(全道を100とした比較の値)	小6国 99.0 小6算 100.5 中3国 98.2 中3数 94.1	小6国 100.0 小6算 97.5 中3国 97.3 中3数 95.5	小6国 100以上 小6算 100以上 中3国 100以上 中3数 100以上
「授業がよく分かる、どちらかといえばよく分かる」と回答する児童生徒の割合	小6 81.5% 中3 67.2%	小6 84.3% 中3 74.6%	小6 85.0% 中3 75.0%
「平日、1日当たりの家庭学習時間が1時間以上」と回答する児童生徒の割合	小6 45.9% 中3 63.3%	小6 62.6% 中3 67.2%	小6 60.0% 中3 75.0%
I-1-(2) [学ぶ意欲を高める指導の充実]			
「勉強が好き、どちらかといえば好き」と回答する児童生徒の割合(国語及び算数・数学)	小6国 61.8% 小6算 66.9% 中3国 57.7% 中3数 47.6%	小6国 57.2% 小6算 66.9% 中3国 63.6% 中3数 52.3%	小6国 70.0% 小6算 70.0% 中3国 70.0% 中3数 60.0%
児童生徒による授業評価を取り入れている小中学校の割合	小 53.6% 中 80.0%	小 100% 中 100%	小 100% 中 100%
地域の人材を外部講師として招聘した授業を行っている割合	小 75.7% 中 66.7%	小 84.7% 中 66.7%	小 100% 中 100%
IV-7-(1) [特別支援教育の体制整備]			
特別支援教育に関する校内研修を実施している小中学校の割合	小 100% 中 100%	小 100% 中 100%	小 100% 中 100%
特別支援教育コーディネーターを対象とした全体研修会の開催数	-	年 1回	年 1回
特別支援教育指導員を対象とした研修機会	年 2回	年 3回	年 3回

分類 [施策の方向]			
成果指標項目	計画策定時(H24)	H29年度実績	目標値
IV-7-(2) [教育的ニーズに応じた適切な支援の充実]			
個別の教育支援計画を策定している小中学校の割合	小 88.9% 中 57.1%	小 100% 中 100%	小 100% 中 100%
特別支援教育に関する教育研究センター講座の開催数と参加者数	年 2回 157人	年 4回 192人	年 2回 180人
特別支援教育に関する指導資料や実践事例集の発行数	-	年 4回	年 2回
V-9-(1) [学校評価機能の充実]			
保護者アンケートを含めた自己評価を2学期終了時まで実施している小中学校の割合	小 78.6% 中 86.7%	小 100% 中 100%	小 100% 中 100%
学校関係者と十分な意見交換を行い、相互の共通理解を深めている小中学校の割合	小 100% 中 100%	小 100% 中 100%	小 100% 中 100%
自己評価の結果を学校だより等で公表し、説明している小中学校の割合	小 100% 中 100%	小 100% 中 100%	小 100% 中 100%
V-10-(1) [専門性を高める研修の充実]			
市内小中学校教職員数に対する教育研究センター講座受講者の比率	104.3% (講座数 29)	153.4% (講座数 36)	120% (講座数 30)
校内研修の中ですべての学級や教科で授業研究を実施している小中学校の割合	小 89.3% 中 93.3%	小 100% 中 100%	小 100% 中 100%
V-10-(2) [組織運営体制の活性化]			
平成25年度以降5年間で公開研究発表会の実施により研修成果を発信する学校数	3校	24校	19校
具体的な数値目標などを設定し、教育活動を推進している小中学校の割合	小 100% 中 100%	小 100% 中 100%	小 100% 中 100%
指導主事業務の拡充	7人	8人	増員

3-3 社会教育推進計画における位置付け	
分類	施策の方向
I-1-(2)	互いを認め合う学習活動の推進

4 平成29年度の施策の取組状況
<p>1. 生きる力を支える学力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国学力・学習状況調査へ市全体として参加するほか、小学校3～6年生、中学校1・2年生を対象とした学習到達度を測る釧路市標準学力検査を12月に実施することにより、児童生徒の学力の状況を細かく的確に把握し、弱点や理解が不十分な個所の学び直しを行うとともに、学識経験者等による「基礎学力検証改善委員会」による検討を加え、PDCAサイクルに則った継続的な学力向上を目指した取組計画を「釧路市学校改善プラン」として示しました。 ・ 釧路市標準学力検査、全国学力・学習状況調査結果を踏まえた釧路市学校改善プランや授業改善のポイント、各学校の特色ある教育活動、研究指定校の研究概要等を取りまとめた「釧路市の教育(第68号)」を発行し、全教職員に配布しました。 ・ 全小学校で長期休業中に実施した補充的学習の高学年参加率は、夏休み50.3%、冬休み50.4%であったほか、教育委員会嘱託職員による放課後学習サポートを小学校14校、延べ334回実施しました。 ・ 生活リズムチェックシート等の情報を全小・中学校に提供するほか、「くしろっ子 共に育てる 10か条」を含めた「早寝・早起き・朝ごはん」のリーフレットを小学校新入学児童の保護者を対象に配布するとともに、クリアファイルを全学年の児童生徒に配布して、家庭での望ましい学習習慣・生活習慣の確立に向けた意識啓発を行いました。 ・ 教育指導参事による学校経営訪問や指導主事による年間2回以上の学校教育指導等を通して、指導方法の工夫改善や組織的な校内研修の活性化を図る指導、助言を行いました。 <p>2. 特別支援教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者、学校からの要請を受けて、巡回相談を年間474回、422人に対して実施し、児童生徒の支援について指導、助言を行いました。 ・ 学校全体での特別支援教育の取組に向けて、釧路養護学校や釧路市特別支援教育研究会との連携の下に特別支援教育に関わる教育研究センター講座を開設し、4つの講座で合計224人の教職員が参加しました。 ・ 個別の教育支援計画の作成・活用に関する基本的な考え方を示し、着実な作成を促すとともに、教育研究センター専門委員会において、教職員向けの「特別支援教育通信」を4回発行し、全教職員に配布しました。 <p>3. 教職員の資質向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種研修講座を以下のとおり実施し、教職員の専門的な指導力を向上させる研修機会の充実に努めました。(常設研修講座25講座:1,388人参加、特設講座6講座:231人参加、教育講演会:188人参加)

4. 学校評価機能の充実

- ・評価項目の工夫など自己評価や学校関係者評価を適切に行い、その結果を保護者に公表する中で説明責任を果たしました。

5 課題等

1. 生きる力を支える学力の向上

- ・学校と家庭が一体となって、子どもたちの学習に対する関心や意欲、家庭での学習習慣等を高めながら、基礎的・基本的な知識や技能の習得を促し、それらを活用する力を育む必要があります。

2. 特別支援教育の推進

- ・今後、発達障がいを含む様々な障がいを有する児童生徒が増え続けることが想定され、また、特別支援教育への理解が進んできていることから、インクルーシブ教育システムの理念も踏まえ、子ども一人一人の教育的ニーズに応じた、より一層きめ細かな支援を行う必要があります。

3. 教職員の資質向上

- ・教育の今日的な課題の解決に向けた指導力の向上のため、教科指導や生徒指導に関する実践的な研修を充実させるなど、個々の教職員のニーズに応じた研修会への積極的な参加を促す必要があります。

4. 学校評価機能の充実

- ・自己評価においては、より分かりやすく結果を公表する観点で工夫改善する必要がある、学校関係者評価においては、評価体制を整備する必要があります。

6 今後の取組の方向性

1. 生きる力を支える学力の向上

- ・全国学力・学習状況調査や釧路市標準学力検査を踏まえた「授業づくり」に役立つ指導資料や「環境づくり・習慣づくり」に関する実践資料等を取りまとめ、情報提供するなど、各学校の学力向上の取組を支援します。
- ・学生サポーターを活用した長期休業中の補充的学習、教育委員会嘱託職員や退職教員等人材活用事業等を利用して放課後の補充的学習を継続実施し、授業以外の学習の機会を充実を図ります。
- ・子どもたちが授業をどのように感じているかを把握する授業評価の活用を推進し、授業改善を図ることなどによって、子どもたちが主体的に学ぼうとする力を育成し、学習意欲の向上に努めます。
- ・新たな復習教材の導入及び学習推進員等の配置による効果的な家庭学習の検証（学習習慣定着モデル事業）並びに各学校への生活リズムチェックシート等の効果的な活用方法などの情報提供を行い、家庭での望ましい学習習慣や生活習慣の確立に向けた効果的な支援の方策を検討します。
- ・学校経営訪問や学校教育指導を通して、知・徳・体の調和のとれた教育課程の編成・実施や授業改善を図る校内研修の活性化について、適切に助言します。

2. 特別支援教育の推進

- ・臨床心理士をはじめとする専門家チームによる巡回相談の充実など、学校生活や学習上の困難を克服するための支援体制の整備を進めます。
- ・管内特別支援連携協議会が策定した個別的教育支援計画（マリーモ）の作成・活用に関する基本的な考え方を改訂し、着実な作成を促進するとともに、特別支援教育指導員の効果的な活用を図ります。

3. 教職員の資質向上

- ・授業研究の機会を更に充実し、授業力の向上につながる研修講座はもとより、特別支援教育など喫緊の課題に対応する講座を開催するほか、コンプライアンス確立月間の設定など教職員の自覚を高めます。

4. 学校評価機能の充実

- ・各学校において評価結果が適切に公表されるよう指導するとともに、評価結果を踏まえた学校改善が円滑に進むよう指導、助言を行います。

7 学識経験者の意見

確かな学力の育成において、知識・技能の定着と、思考力・判断力・表現力の育成がバランスよく展開されることが重要であり、各学校で「改善プラン」が積極的に検討され、実践が深められるよう一層の支援が期待される。また、家庭での学習習慣を高める様々な方策が着実に展開され、望ましい学習習慣・生活習慣の確立が期待される。学習意欲・態度の向上においては、授業評価が100%実施され、学ぶ意欲につながる「授業がよく分かる」「勉強が好き」の割合が高くなってきている。さらに目標値に達するために、授業評価の在り方や活用の仕方などについて、より一層の支援が望まれる。特別支援教育においては、社会における理解が進み、支援体制が整えられてきており、今後、ニーズに応じたより一層きめ細かな支援に努めていただきたい。教職員の資質の向上については、研修講座への参加人数が増えていることは評価できるが、各学校での校内研修や研修講座などに個々の教職員が積極的に参加できる環境づくりが大切であると考え、より一層の支援対策を期待する。

平成29年度釧路市教育委員会点検・評価票

評価対象年度	平成29年度	作成日	平成30年7月1日
1 釧路市総合計画の施策体系			
施策コード	4-2-2		
施策の大綱	心豊かな人を育み、文化を創造するまちづくり	施策 主管課	教育支援課
施策の分野	学校教育の充実	施策 関係課	教育支援課 学校教育課 学校給食課
施策名	豊かな心と健やかな体の育成		

2 施策の方向
生命を大切にする心や他人を思いやる心を育むとともに、健康的で望ましい生活習慣を身に付ける取組により、心身の健全な育成を図ります。

3 施策の主要事業	
事業名	事業の意図
1 心身の健康を促す教育の推進	心の教育の基盤となる道徳教育やスクールカウンセラーの活用などによる相談体制の充実に努めます。 事件・事故、災害などから自らを守ることができるよう、安全教育を進めます。
2 食育の推進	食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付ける取組を進めるとともに、給食において地元食材の積極的な活用に努めます。
3 体験活動の充実	思いやりの心や美しいものに感動する心を育むことができるよう、ボランティア活動や体験学習の充実に努めます。

3-2 教育推進基本計画における位置付け及び達成目標等			
分類 [施策の方向]			
成果指標項目	計画策定時 (H24)	H29年度実績	目標値
II-3-(1) [道徳教育の充実]			
「学校のきまりを守っている、どちらかといえば守っている」と回答する児童生徒の割合	小6 92.7% 中3 93.6%	小6 93.6% 中3 94.4%	小6 100% 中3 100%
「ものごとを最後までやりとげて、うれしかったことがある、どちらかといえばある」と回答する児童生徒の割合	小6 94.6% 中3 93.9%	小6 94.8% 中3 94.2%	小6 100% 中3 100%
保護者に対して、「道徳の時間」の授業公開を実施している小中学校の割合	小 100% 中 93.3%	小 100% 中 100%	小 100% 中 100%
II-3-(3) [体験的な活動の充実]			
自然に関わる体験活動を計画的に実施している小中学校の割合	小 96.4% 中 73.3%	小 88.5% 中 93.3%	小 100% 中 100%
ボランティア活動などの社会奉仕活動を実施している小中学校の割合	小 85.7% 中 73.3%	小 88.5% 中 80.0%	小 100% 中 100%
施設見学や探究学習など、地域を生かした体験的な学習を実施している小学校の割合	100%	100%	100%
II-4-(1) [教育相談体制の充実]			
生活アンケート調査に基づき、定期的に教育相談を行っている小中学校の割合	小 100% 中 100%	小 100% 中 100%	小 100% 中 100%
「自分にはよいところがある、どちらかといえばある」と回答する児童生徒の割合	小6 74.7% 中3 68.7%	小6 74.4% 中3 68.6%	小6 100% 中3 100%
教育相談室の設置数	-	1箇所	1箇所
II-4-(2) [いじめ問題への取組の充実]			
「いじめはどんな理由があってもいけない、どちらかといえばいけない」と回答する児童生徒の割合	小6 96.7% 中3 90.7%	小6 96.5% 中3 92.3%	小6 100% 中3 100%
小中学校におけるいじめの認知件数	小 110件 中 21件	小 565件 中 151件	小 60件 中 20件
いじめの認知件数のうち、解消している割合	小 100% 中 100%	小 98.6% 中 94.7%	小 100% 中 100%

分類 [施策の方向]				
成果指標項目	計画策定時(H24)	H29年度実績	目標値	
II-4-(3) [学校適応指導の充実]				
不登校を理由とする欠席が年間30日以上の子童生徒の出現率	小 0.22% 中 2.06%	小 0.79% 中 2.70%	小 0.2%未満 中 2.0%未満	
スクールソーシャルワーカーの配置	1人	2人	増員	
「学校で友達に会うのが楽しい、どちらかといえば楽しい」と回答する子童生徒の割合	小6 96.4% 中3 93.1%	小6 96.4% 中3 92.3%	小6 100% 中3 100%	
III-5-(1) [体育活動の充実]				
新体力テストの総合評価がC以上の子童生徒の割合	小5 56.5% 中2 57.2%	小5 70.9% 中2 71.2%	小5 70.0% 中2 70.0%	
全学年において新体力テストを実施している小中学校の割合	小 53.6% 中 100%	小 100% 中 100%	小 100% 中 100%	
「運動やスポーツをすることが好き、どちらかといえば好き」と回答する子童生徒の割合	小5 82.5% 中2 86.8%	小5 91.1% 中2 82.5%	小5 90.0% 中2 90.0%	
III-5-(2) [食育の推進]				
「朝食を毎日食べている、どちらかといえば食べている」と回答する子童生徒及び園児の割合	小6 95.4% 中3 91.5% 幼保 97.2%	小6 94.8% 中3 91.3% 幼保 95.6%	小6 100% 中3 100% 幼保 100%	
学校給食における道産食材の購入状況（購入額における割合）	70.9%	72.9%	75.0%	
栄養教諭による保護者を対象とした食に関する講座を実施している小中学校の割合	小 67.9% 中 46.7%	小 80.8% 中 46.7%	小 90.0% 中 70.0%	
III-6-(1) [健康教育の推進]				
計画的に学校保健活動を推進するために学校保健委員会を設置している小中学校の割合	小 100% 中 100%	小 100% 中 100%	小 100% 中 100%	
う歯（未処置歯）のある子童生徒の割合	小 39.1% 中 29.9%	小 33.0% 中 22.8%	小 30.0% 中 20.0%	
外部講師による思春期講座及び薬物乱用防止教室を開催している中学校の割合	100%	100%	100%	
III-6-(2) [防災・安全教育の推進]				
地震～津波発生に特化した防災意識を高める授業を実施している小中学校の割合	小 75.0% 中 80.0%	小 96.1% 中 93.4%	小 100% 中 100%	
子童生徒を対象とした防犯訓練や津波発生を想定した避難訓練を実施している小中学校の割合	小 92.9% 中 63.3%	小 100% 中 100%	小 100% 中 100%	
通学路安全マップの作成や交通安全教室を開催している小学校の割合	94.7%	100%	100%	

3-3 社会教育推進計画における位置付け	
分類	施策の方向
I-1-(1)	人権尊重を推進する体制の確立
I-4-(1)	体験学習機会の充実
I-4-(2)	多様な活動に参画する子どもの育成

4 平成29年度の施策の取組状況	
1. 心身の健康を促す教育の推進	
<ul style="list-style-type: none"> 全ての小・中学校において、道徳教育の要となる「道徳の時間」の保護者公開を実施しました。 いじめの実態調査を年間2回実施するほか、学級の諸問題の早期発見・早期対応に役立てるために、小学校1年生～4年生にはQ-Uを、小学校5年生～中学校3年生にはアセスを実施し、その活用や対応について、教職員向けの研修会を実施しました。 不登校の子童生徒に対する調査を年間3回行い、的確な実態把握に努めるとともに、スクールソーシャルワーカーを2名配置し、ファーストステッププログラムなどの実施により、包括的な支援を展開しました。 スクールカウンセラーの活用等により1,573件の相談に対応し、教育委員会所管の相談窓口寄せられた相談にも、学校との連携を図りながら迅速に対応しました。 全ての中学校で薬物乱用防止教室や性に関する思春期講座を実施しました。 地震及び津波発生に特化した防災体験学習を6校で実施しました。 	

- ・地震、津波等の自然災害に対する理解を深め、安全に避難行動がとれるよう、防災意識を高める取組として、体験的な学習モデルや子どもたちへの指導の一助となる資料や段ボールベッドなどの素材の提供を行い、各学校が主体的に防災教育を進めていくよう取り組みました。
- ・緊急時の救命処置の知識を身に付け児童生徒においても対応できるよう、市内全小・中学校の小学校5年生及び中学校2年生を対象にAED基礎講習を実施し、2,403人が受講しました。
- ・全ての小学校において、通学路安全マップの作成や交通安全教室等を実施しました。

2. 食育の推進

- ・教育研究センター講座「子どもの生活習慣づくり」を開催し、教諭・保護者61人の参加がありました。
- ・「早寝・早起き・朝ごはん」を中心とした一日の規則正しい生活習慣の啓発用リーフレットを作成し、新入学児童保護者説明会等において保護者へ配付するとともに、学校と家庭の通信等のやり取りに活用する啓発用クリアファイルを小学校低学年用、小学校高学年用と中学生用の3種類を作成し、児童生徒へ配布しました。
- ・小学校3校と中学校3校に配置されている栄養教諭を中心に、学級担任や教科担任と連携し、各学校で策定した「食に関する指導の全体計画」に基づき、給食指導や学級活動等の時間に、食の重要性、心身の健康、食の選択能力、食文化、感謝の心などの食に関する指導を行いました。また、望ましい食習慣の啓発や家庭との連携を図るため、給食だよりの発行や栄養教諭による保護者を対象とした試食会を開催しました。
- ・さんま、さけ、ししゃもなど旬の食材を生かした「ふるさと給食」、釧路産の特産物を使って市内全小・中学校の児童生徒が同じ献立の給食を食べる「統一献立」、鹿肉、パプリカなどの地場食材を使った給食を実施し、そのおいしさや活用意義について周知に努めました。
- ・食の安全においては、学校給食で使用する食材が国の定めた放射性物質に係る基準値内であり、安全であることを周知するとともに、児童生徒及び保護者の放射能に対する不安を払拭するため、17都県で生産された生鮮食料品（野菜）の放射性物質の検査を市独自に行いました。

3. 体験活動の充実

- ・基礎的な知識・技能を生きて働く知恵として身に付けさせるため、自然体験学習やボランティア活動等の社会体験、調査研究や生産活動等の体験学習を教育課程に適切に位置づけられるよう啓発や助言を行いました。

5 課題等

1. 心身の健康を促す教育の推進

- ・人が一生を通じて追求すべき人格形成の根幹に関わるものである道徳教育の基礎は、家庭において培われるものとの認識に立ち、家庭や地域との連携に基づき子どもの心に根ざした道徳性を育む必要があります。
- ・いじめ問題は、学校・家庭・地域が「いじめは絶対に許されない」という強い認識を持つ必要があります。
- ・不登校の要因は複雑多様化しており、学校だけの対応では苦慮する事例もあり、スクールソーシャルワーカーをはじめ、福祉分野等の関係機関との包括的な取組などの連携を一層強化していく必要があります。
- ・子どもや保護者が抱える悩みが多様化してきていることから、専門的なカウンセリングを必要とする事例が多くなり、専門家や関係機関の活用を通じた共感的な理解を基盤とする相談体制の充実を図る必要があります。
- ・子どもたちが災害を正しく理解し、災害発生時に安全かつ確に行動し、自らの命を守ることができるよう、危険回避能力を高めることが必要です。
- ・各学校が主体的に防災教育を進めていけるような仕組みと体制づくりが必要です。

2. 食育の推進

- ・食は子どもたちの健全な発達の基本であり、家庭における望ましい食習慣が図られるよう、学校と家庭が一体となった食育を推進する必要があります。
- ・食への感謝や郷土への理解を深めるとともに給食献立の多様化・充実に向けて、地場産品を活用する地産地消を積極的に進める必要があります。

3. 体験活動の充実

- ・基礎的な知識・技能を生きて働く知恵としてしっかり身に付けさせるため、地域の協力を得ながら、様々な体験を積み重ねる機会を充実する必要があります。

6 今後の取組の方向性

1. 心身の健康を促す教育の推進

- ・「特別の教科 道徳」や「道徳の時間」の授業研究を通して、道徳的価値についての自覚を深めさせ、心に響く道徳の授業の実現に向けて、指導、助言します。
- ・いじめを含めた討論会の開催等、いじめ根絶に向けた子どもたちの主体的な取組を推進します。
- ・スクールソーシャルワーカーを中心として、ファミリーサポーターや生活福祉事務所等、教育・福祉の両分野からの包括的な支援を継続するとともに、人間関係づくりを体感的に学ぶ機会の充実を努めます。
- ・スクールカウンセラーの派遣拡充に努めるほか、教員の教育相談に関する資質能力の向上に努めます。
- ・全ての小・中学校において、自然災害に対する防災意識を高める授業を実施するほか、保護者や地域と連携した防災訓練や避難場所の確認等、安全に避難行動できる指導の充実を図ります。

- ・ A E D基礎講習は、緊急時の救命処置のひとつである A E Dの使用方法を実際に体験できる貴重な機会であることから、継続して実施に努めます。

2. 食育の推進

- ・ 家庭における食に対する関心及び理解を深め、望ましい食習慣が形成されるよう「早寝・早起き・朝ごはん」リーフレット等を作成、配布するとともに、家庭教育講座等の機会を活用した意識啓発に取り組みます。
- ・ 地元の生産者、流通業者からなる「地産地消くしろネットワーク」等と情報交換を行い、地場製品の活用に努めます。

3. 体験活動の充実

- ・ 各学校における多様な体験活動をホームページなどで公表するよう指導、助言を行うとともに、計画的に実施されるよう、特色ある教育活動を「釧路市の教育」に記載する等、情報提供に努めます。

7 学識経験者の意見

少子化、情報化、家庭の教育力の変化などにより、子どもを取り巻く人間関係や自然体験・社会体験の希薄化が進む中で、豊かな心を育み望ましい生活習慣を身に付けるための学校教育の役割は依然として重要であり、家庭・地域と連携した実践への支援により一層努めていただきたい。いじめの認知活動が積極的に進められ、認知件数が増加しているが、早期発見・問題解決につながり、いじめ問題への取組の充実がうかがえる。しかし、「どんな理由があってもいじめはいけない」と回答できない児童生徒が数パーセントおり、「絶対に許されない」という認識が高まるよう、着実な取組を期待する。学校適応指導の様々な施策は評価できるが、不登校の児童が増加傾向にあり、不登校の問題（自己肯定感の低下、子どものリーダー性の欠如の問題とも同根と考えられ）は幼児期の子育てとも大きく関わり、幼児期の子育て支援と連携し、子どもの夢を育む積極的観点から施策を進めることも重要と考える。また、スクールソーシャルワーカーと養護教諭の連携による保健室の機能強化も重要と考える。防災教育については、学校が避難場所になることから、地域との連携で進める地域防災への取組が期待される。特に中学校では生徒が地域住民に対する支援者として、ボランティア活動体験や防災を通じた地域の自然環境や社会環境のフィールドワークなど総合的な学習への展開が期待できる。体力や健康において改善が認められる。運動の習慣や食事環境など、子どもの実態の格差が指摘されており、きめ細かな実態の把握と対策を望む。特に幼児期からの支援が大切であり、幼保の食育に関する「朝食を毎日食べる」のデータは重く受け止めたい。

平成29年度釧路市教育委員会点検・評価票

評価対象年度	平成29年度	作成日	平成30年7月1日
1 釧路市総合計画の施策体系			
施策コード	4-2-3		
施策の大綱	心豊かな人を育み、文化を創造するまちづくり	施策 主管課	教育支援課
施策の分野	学校教育の充実	施策 関係課	総務課 教育支援課
施策名	社会の変化に対応する力の育成		

2 施策の方向
<p>情報活用能力、国際性、望ましい職業観、環境保全への意識などを高める取組により、変化の激しい時代に対応し、たくましく生きる力の育成を図ります。</p>

3 施策の主要事業	
事業名	事業の意図
1 情報教育の推進	情報化の進展に対応するため、情報を適切に選択、活用できる能力や情報モラルを育む教育の充実に努めます。
2 国際社会を生きる人材の育成	豊かな国際感覚を育成するため、英語などのコミュニケーション能力を高め、異文化理解を深める取組の充実に努めます。
3 個に応じた職業観の育成	働くことの大切さや職業に対する正しい知識などを身に付ける取組を進めるとともに、自分の個性を理解して進路を選択する能力や知識を育み、社会人、職業人として自立できるよう、職場体験学習などの取組の充実に努めます。
4 環境教育の推進	自然環境や様々な環境問題に対する興味、関心を高めるなどの環境教育の取組を充実するとともに、自然を守る心を育てる自然体験学習の拡充に努めます。

3-2 教育推進基本計画における位置付け及び達成目標等				
分類 【施策の方向】				
	成果指標項目	計画策定時 (H24)	H29年度実績	目標値
I-2-(1) 【情報教育の推進】				
	「授業で、本やインターネットを使って調べる活動をよく行っている、どちらかと言えば行っている」と回答する児童生徒の割合	小6 67.4% 中3 22.8%	小6 82.5% 中3 23.5%	小6 75.0% 中3 30.0%
	小中学校の教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数	小 5.8人 中 4.6人	小 4.9人 中 4.2人	小 3.6人 中 3.6人
I-2-(2) 【国際社会を生きる人材の育成】				
	全小中学校におけるALTを活用した年間授業時数	小 1168時間 中 770時間	小 1,131時間 中 957時間	小 1180時間 中 800時間
	中学校の英語教諭による交流授業を実施している小学校の割合	28.6%	53.8%	50.0%
I-2-(3) 【個に応じた職業観の育成】				
	職場体験活動を実施している中学校の割合	93.3%	100%	100%
	「将来の夢や目標を持っている、どちらかといえば持っている」と回答する児童生徒の割合	小6 86.2% 中3 74.8%	小6 87.0% 中3 72.9%	小6 90.0% 中3 80.0%
	職場体験活動における協力事業所	—	登録事業所数 161	登録事業所数 100
I-2-(4) 【環境教育の推進】				
	学校版環境ISOの取組を実施している小中学校の割合	小 100% 中 100%	小 100% 中 100%	小 100% 中 100%
	省エネルギー意識の啓発を目的とする研修を実施している小中学校の割合	小 53.6% 中 40.0%	小 100% 中 100%	小 100% 中 100%

4 平成29年度の施策の取組状況

1. 情報教育の推進

- ・学校・家庭・地域が一体となって情報モラルの向上を図るため、情報モラル講演会を保護者、町内会、教職員等を対象に開催したほか、釧路市PTA連合会と連携してスマホ・インターネットのワークショップを開催し「家庭のルール」づくりを進めました。また、情報モラル啓発のためのイラストコンクールを実施しました。
- ・わかりやすい授業づくりの取組として、研究指定校による実物投影機等のICT機器を活用した授業の研究及び実践をするとともに、教育研究センター専門委員会にて、ICT機器を用いた効果的な授業の在り方などの研究に取り組み、研修会を通してICT機器を活用した授業の普及を行いました。
- ・小・中学校情報教育環境整備事業
情報化社会へ対応するために必要な情報活用能力や情報モラルの向上に資するために、情報通信技術（ICT）環境等の整備を以下のとおり行いました。
 - ・パソコン教室用パソコン等の配置
 - ・校内LAN用機器の配置
 - ・光ファイバー回線への切替えによるインターネット接続の高速化

2. 国際社会を生きる人材の育成

- ・教育研究センター講座「英語教育・外国語活動」を開催し、公開授業に教諭62人の参加がありました。また、NPO法人小学校英語指導者認定協議会小学校英語指導者育成トレーナー 石谷佳子氏を講師として「小中英語連携セミナー」を2回開催し、教諭74人の参加がありました。
- ・子どもが英語に慣れ親しむ体験講座「English days」を4回開催し、小・中学生73人の参加がありました。
- ・外国語指導助手の派遣を行うとともに、その効果的な活用について、情報提供及び指導、助言を行いました。

3. 個に応じた職業観の育成

- ・全ての中学校で職場体験が実施され、将来の社会的・職業的自立に必要な資質や能力を育成するキャリア教育の充実に向けた取組を行いました。
- ・就労・消費疑似体験を通じて職業や社会の仕組みを学ぶ「くしろキッズタウン」、職場体験の場として「チャイルド1DAY仕事一日体験」を開催しました。

4. 環境教育の推進

- ・全ての小・中学校で節電やごみの分別など学校版環境ISOを継続しました。
- ・小・中学生を対象とした省エネ意識の啓発を目的とする特別研修を小学校8校、中学校4校で実施しました。
- ・教育研究センター講座「体感！釧路湿原」「エネルギー環境教育」を開催し、教諭27人が参加しました。

5 課題等

1. 情報教育の推進

- ・子どもたちのインターネットの利用時間及びネットトラブルの経験が増えており、学校、家庭、地域及び関係団体と連携しながら情報モラルに関する正しい知識・技能を習得させる必要があります。
- ・情報化社会へ対応するためにはパソコン機器の更新が必要となりますが、多額な費用を要することから、学校の情報教育に支障のないよう対応に努める必要があります。
- ・ICT機器の効果的な授業実践等の積み重ねと、4つの視点（関心・意欲・態度、思考・表現、技能、知識・理解）を意識したさらなるICT機器の活用方法の研修を深め、広く発信していく必要があります。
- ・児童生徒の意欲や理解の向上を図り、個に応じたきめ細やかな指導を進めるためには、学校にあるICT環境をより積極的な活用を促進させ、実物投影機等ICT機器の整備について、学校現場の実情などを勘案しながら進める必要があります。

2. 国際社会を生きる人材の育成

- ・伝統、文化や郷土に対する理解を深めるとともに、英語などの外国語をはじめ、異文化理解や異文化コミュニケーションを深める取組を充実させる必要があります。

3. 個に応じた職業観の育成

- ・小・中学生にとって魅力ある職業・職場体験の機会を確保するとともに、学校における職場体験活動を計画的に実施できるよう、協力事業所の安定的な確保が必要となっています。

4. 環境教育の推進

- ・環境問題に関する知識の習得だけでなく、家庭を含めた日常生活での実践に結びつける必要があります。

6 今後の取組の方向性

1. 情報教育の推進

- ・スマートフォン等による新たなネットトラブルの防止に向けて、発達段階に応じた情報モラル授業を実施するほか、家庭における使用のルールづくりに向けた啓発活動を釧路市PTA連合会と連携し推進していきます。
- ・ICT機器の活用は「個に応じたきめ細やかな指導等の授業改善の一手段」であり、効果的な活用方法の実践を積み重ねることや研修会などを通じた活用方法等の情報発信を行う必要があります。また、板書における機器活用の工夫の視点からも研究を進め、成果発信に努めます。
- ・ICT関連整備に係る施策等を踏まえながら、財政負担を極力軽減させる方策を講じた上で、年次的にパソコン機器の更新を図っていきます。
- ・電子黒板などのデジタル教材の整備については、文部科学省などで行われている研究や実証実験の経過を勘案しながら、整備の充実を図っていきます。

2. 国際社会を生きる人材の育成

- ・教師の指導力向上のための研修会を開催し、参加体制を整備するとともに、外国語指導助手（ALT）を積極的に活用した英語に慣れ親しむ機会を拡充し、外国語の技能を総合的・系統的に学ぶことができるようにするための研修の充実を図っていきます。
- ・小・中学校における外国人の英語指導助手の派遣時数の調整を図り、一層の効果的な活用を進めます。

3. 個に応じた職業観の育成

- ・「くしろキッズタウン」や「チャイルド1DAY仕事一日体験」における協力企業の確保や学校における職場体験活動の充実を図るため、協力事業所の新規登録の拡大に努めます。

4. 環境教育の推進

- ・各学校における自然体験学習を「特色ある学校づくり」として取りまとめ、情報提供に努めます。

7 学識経験者の意見

情報化の進展に対応し情報教育、教育指導におけるICTの活用、校務の情報化と共に情報モラル教育が進められている。情報モラルの向上の一環として「家庭のルールづくり」の取組に前進が見られるが、情報化社会の性質上「家庭のルール」は個々の家庭、学校単独あるいは地域単独実施では効果は薄いと思われる。市全体あるいは管内全体で連携した取組が進められ、地域全体のガイドラインに発展することが望まれる。また、親がスマホ・インターネットの利用時間が長いと子どもも長くなる傾向があると言われ、あわせて家庭への啓発が必要と思われる。ICTの活用に関しては環境整備とともに、教材化のための教師の負担軽減に配慮した支援が必要である。小学校での外国語活動では、教えられたことを覚える受け身の学習ではなく積極的なコミュニケーション活動を促す活動が大切にされている。そこでは、相手を理解し、自分の意思を積極的に伝える態度を養い、外国語の指導だけでなく、人間関係づくりや自己肯定感などの人格が育まれると考えられ、今後とも大切に支援を期待する。教師の指導力向上のための研修の充実が評価できる。より一層、教師の不安・負担増に対する適切な支援を期待する。職業観の育成においては、将来に夢や希望が持てない児童生徒が多い中で、生き方や進路に関わる学習とともに、職場体験が一体的に行われることは意義があり、協力事業所の確保は重要であり評価できる。今後、学校間の連携を深め、地域として家庭や地域の教育力を掘り起こしながらその教育力を生かす環境を整え、安定して職場体験ができるよう支援を期待する。環境教育の推進では、参加型学習を進め、学校と家庭・地域が連携して進めることを視野に取り組みしており、施策の推進に期待する。

平成29年度釧路市教育委員会点検・評価票

評価対象年度	平成29年度	作成日	平成30年7月1日
1 釧路市総合計画の施策体系			
施策コード	4-2-4		
施策の大綱	心豊かな人を育み、文化を創造するまちづくり	施策 主管課	教育支援課
施策の分野	学校教育の充実	施策 関係課	教育支援課
施策名	健全な育ちを支える連携・協働の強化		

2 施策の方向
地域の实情に応じて特色ある学校経営を推進し、教育活動を広く発信するなど、開かれた学校を実現するとともに、学校・家庭・地域が連携しながら、地域力を活かした安全・安心な学校づくりの推進に努めます。

3 施策の主要事業	
事業名	事業の意図
1 開かれた学校づくりの推進	地域に開かれた学校づくりを進めるため、地域住民の参加による学校支援ボランティアなどの積極的な活用に努めます。
2 地域ぐるみの安全・安心な学校づくりの推進	児童生徒の安全を確保するため、登下校時の見守りなどのボランティア活動や地域における安全・防犯のネットワークづくりを支援します。

3-2 教育推進基本計画における位置付け及び達成目標等			
分類 [施策の方向]			
成果指標項目	計画策定時(H24)	H29年度実績	目標値
V-9-(2) [開かれた学校づくりの推進]			
学校ホームページを整備している小中学校の割合	小 39.3% 中 13.3%	小 100% 中 100%	小 100% 中 100%
地域公開日を設定している小中学校の割合	小 82.1% 中 53.3%	小 100% 中 100%	小 100% 中 100%
コミュニティ・スクールを導入している小中学校の割合	小 - 中 -	小 23.1% 中 20.0%	小 20.0% 中 20.0%
VI-12-(2) [地域の教育力の向上]			
小中学校における学校支援ボランティアの活動のべ人数	12,841人	23,376人	15,000人
「地域行事に参加している、どちらかといえば参加している」と回答する児童生徒の割合	小6 45.4% 中3 21.5%	小6 44.7% 中3 23.5%	小6 70.0% 中3 50.0%

3-3 社会教育推進計画における位置付け	
分類	施策の方向
I-3-(2)	地域活動のリーダー養成と活用
I-3-(3)	地域が子どもを育てる取組

4 平成29年度の施策の取組状況

1. 開かれた学校づくりの推進

- ・ コミュニティ・スクール導入校である小学校6校、中学校3校において、コミュニティ・スクールの充実・改善に関する研究及び実践に取り組みました。
- ・ 地域学校協働本部事業の活用により、教育委員会に配置された統括コーディネーターとコミュニティ・スクール導入校である小学校4校に配置された地域コーディネーターが中心となり、学校と家庭・地域のつながりを一層強化させるなど、コミュニティ・スクールの活動がより充実するよう努めました。
- ・ 地域に開かれた学校づくりを一層進める観点から、学校行事や授業を公開するなど、保護者や地域住民が参加しやすい土曜日を活用した教育活動を全ての小・中学校で年4回実施しました。

2. 地域ぐるみの安全・安心な学校づくりの推進

- ・ 各小学校ごとに作成を進めている「地域見守り安全マップ」の活用や、学校・家庭・地域の連携による登下校時等の見守り活動のほか、市内の家庭が「こども110番の家」として、また、店舗・事業所等が「こども110番の店」（ステッカー掲示）として対応するなど、地域ぐるみで子どもたちの安全確保に向けた取組を進めました。

5 課題等

1. 開かれた学校づくりの推進

- ・ 学校が保護者や地域から信頼され、支えられる存在となるため、地域と学校の連携・協働に向けた改革を進め、各学校のホームページを活用するなど教育活動状況の成果や課題を共有し、「社会に開かれた教育課程」の実現を目指していく必要があります。
- ・ 土曜日を活用した教育活動を通じ、学校・家庭・地域が相互の連携協力を図りながら、子どもたちの育ちと学びを支える教育環境がより一層充実されるよう努める必要があります。

2. 地域ぐるみの安全・安心な学校づくりの推進

- ・ 子どもたちの安全確保のため、各地域の様々な組織や団体等により行われている各種活動がより効果的なものとなるよう、それぞれの活動状況や不審者等の情報を地域内で共有する仕組みづくりが必要となっています。

6 今後の取組の方向性

1. 開かれた学校づくりの推進

- ・ 地域コーディネーターの増員など、地域学校協働本部事業の活用により、学校と保護者、地域住民の連携・協働の体制を強化することで、コミュニティ・スクールの活動をより充実させるとともに、土曜日を活用した教育活動や地域公開日の設定を推進します。

2. 地域ぐるみの安全・安心な学校づくりの推進

- ・ 「地域見守り安全マップ」の計画的な作成や、各学校単位による交通安全・防犯教室等の計画的な実施を通じた指導等の充実を図るとともに、不審者等からの一時避難場所となる「こども110番の店」の拡充のほか、子どもたちの見守り活動を実施している様々な団体や学校、家庭、地域などが互いに連携し、防犯、事故防止など安全・安心な学校づくりの取組を進めます。

7 学識経験者の意見

学校の教育活動の公開、情報の発信、地域の人材活用、コミュニティ・スクールの導入など開かれた学校づくりが進められている。学校・家庭・地域三者の教育機能の懸け橋としての作用が一層発揮されるよう期待する。また、トラブル防止のため、職務に対する意識、資質など外部人材に対する研修体制づくりなどの支援も必要と思われる。「地域行事に参加している」という児童生徒が少なくなっており、課題である。地域と連携した防災活動で生徒が支援者としての活動を体験したり、ボランティア部の生徒が地域の祭りで活動する等の実践例があり、学校間の情報交流や地域への情報提供などの支援により、子どもが地域の一員として活動する地域活動の進展を望む。近年、PTA活動が難しくなっているが、地域ぐるみの安全・安心においてはPTAが学校・家庭・地域三者の教育機能の懸け橋として重要であり、PTA活動活性化へ一層の支援を期待する。

平成29年度釧路市教育委員会点検・評価票

評価対象年度	平成29年度	作成日	平成30年7月1日
1 釧路市総合計画の施策体系			
施策コード	4-2-5		
施策の大綱	心豊かな人を育み、文化を創造するまちづくり	施策 主管課	総務課
施策の分野	学校教育の充実	施策 関係課	総務課 教育支援課 学校教育課 北陽高校
施策名	学びを支える教育環境の整備		

2 施策の方向
学びの場である学校施設の安全・安心の確保をはじめ、学校・家庭・地域と連携し幼児教育や高等教育の充実を図るなど、総合的な教育環境の整備に努めます。

3 施策の主要事業	
事業名	事業の意図
1 教育環境の充実	学校が夢や希望を育む場として機能できるよう、学校施設の計画的な整備など、安全で快適な教育環境の充実に努めます。
2 幼児教育の充実	幼稚園や保育園、小学校、そして家庭や地域が連携し、幼児期の健全な育ちを支える体制づくりに努めます。 幼児の適切な教育環境を確保するため、幼児教育施設の適正な配置に努めます。
3 高等教育の充実	高等教育機関の持つ研究機能や専門的なネットワークを活かし、共同研究や技術開発などの産学官交流を推進するとともに、高等教育機関と地域との連携を強化するなど地域と密着した高等教育活動を促進します。
4 私学の振興	特色ある教育理念に基づいた私学の良好な教育環境づくりのための支援に努めます。

3-2 教育推進基本計画における位置付け及び達成目標等			
分類 [施策の方向]			
成果指標項目	計画策定時(H24)	H29年度実績	目標値
IV-8-(1) [学校施設の計画的整備と早期耐震化]			
耐震二次診断を実施した小中学校(棟数)の割合	小中 46.9%	小中 100%	小中 100%
耐震補強を実施した小中学校の割合(耐震基準を満たす学校を含む)	小中 51.8%	小中 98.7%	小中 100%
IV-8-(2) [学ぶ意欲を高める学習環境の整備]			
新JIS規格児童生徒用机等が整備されている小中学校の割合	小 35.7% 中 100%	小 34.6% 中 100%	小 80.0% 中 100%
学校環境衛生基準に基づく、各種環境衛生検査の実施率	小 100% 中 100%	小 100% 中 100%	小 100% 中 100%
小中学校の教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数(再掲)	小 5.8人 中 4.6人	小 5.7人 中 4.9人	小 3.6人 中 3.6人
VI-11-(1) [幼児教育の振興・充実]			
園児と小学生との交流学習の平均実施日数	年 1.5日	年 0.9日	年 2日
教育研究センター講座に参加する幼稚園教員や保育士の人数	49人	71人	100人
保護者や学校関係者による学校評価を実施している幼稚園・保育所の割合	69.2%	100%	100%
VI-11-(2) [幼稚園・保育所と小学校、小学校と中学校の連携・接続]			
近隣の幼稚園や保育所の授業(保育)参観を実施している小学校の割合	42.9%	100%	100%
近隣の小学校の授業参観を実施している中学校の割合	80.0%	100%	100%
9年間を見通した習慣表(学習習慣、生活習慣等)を作成している小中学校の割合	-	小 100% 中 100%	小 100% 中 100%

4 平成29年度の施策の取組状況

1. 教育環境の充実

- ・ 阿寒湖温泉地区学校施設整備事業の推進
児童生徒の安全・安心な学校生活の確保を図るため、阿寒湖小学校及び阿寒湖中学校を「義務教育学校」として統合し、現在の阿寒湖中学校の校地に（仮称）阿寒湖温泉地区義務教育学校の校舎・屋内運動場を整備することとしました。平成34年4月の開校を目指し、平成29年度は施設整備に係る設計業務（阿寒湖温泉地区義務教育学校基本・実施設計業務委託（～平成30年度））に着手しました。また、本整備事業により市内のすべての小・中学校の耐震化が完了することとなります。
- ・ 「ふるさとの森が育む」学びの環境整備事業の推進
平成24年度の研究開発事業を経て、新JIS規格の学習机が未整備となっている小学校18校における地域材のカラマツを使用した机・椅子の計画的な更新を進めています（平成30年度までの6年間で整備を予定）。平成29年度は現在未整備の17校の新1年生に対し、計1,131台の導入を行いました。あわせて、本事業を釧路の地場産業である林業や森林資源について学ぶきっかけとするため、引き続き小学校社会科の副読本に本事業の取組を題材とした内容を掲載するとともに、小学校4校、計197人を対象として木育講座を実施しました。
- ・ 緊急時における児童生徒の救命処置に対応するため、教職員を対象とした一般救命講習を11校（対象者245人）で実施したほか、上級救命講習を1人、応急手当普及員養成講習を2人の教職員が受講しました。

2. 幼児教育の充実

- ・ 幼小連携の在り方について理解を深める教育研究センター講座「幼児教育」をかすみ幼稚園及び桜幼稚園のほか青葉小学校など5つの小学校において開催し、教諭102人が参加しました。
- ・ 幼稚園・保育園と小学校の接続を円滑にするため、「卒園時の入学先調査」を実施しました。

3. 高等教育の充実

- ・ フィールド制の充実に向けた、進路指導用図書、DVD等の購入を進め、学習環境の整備を図りました。

4. 私学の振興

- ・ 私立学校の設備充実等の補助として、高等学校、専門学校、短大等を運営する4団体の8事業に対して補助金を交付しました。

5 課題等

1. 教育環境の充実

- ・ PFI事業により、懸案であった旧耐震基準で建設された学校の耐震化工事及び大規模改修工事が実施されたことで、一定程度の教育環境の整備は進んでいますが、新耐震基準で建設された学校についても、築後30年以上経過しているものがあることから、老朽化に伴う改修や現在の教育環境に即した整備についての対応が求められています。
- ・ 普通救命講習及び応急手当普及員養成講習の修了者など、緊急時に児童生徒の救命処置に対応できる知識を有する教職員を増やしていく必要があります。

2. 幼児教育の充実

- ・ 小1プロブレムなどの進学直後の不適応を未然に防止し、発達段階に応じた能力・個性などを最大限に伸ばす教育を進めるため、幼稚園・保育園と小学校相互の情報共有や学びの連続性の確保を進める必要があります。

3. 高等教育の充実

- ・ 教育のICT化や国際化など社会の変化に対応できる授業展開や、多様な進路に対応できる教育環境を整備し維持していく必要があります。

4. 私学の振興

- ・ 少子化の進行により、私立学校をめぐる経営環境は大変厳しい状況にあります。

6 今後の取組の方向性

1. 教育環境の充実

- ・ 老朽化が著しい屋内運動場等の防水改修をはじめ、水道、電気、ガス管等のライフラインの更新、給排水、暖房などの設備改修及び省エネルギー化など教育環境の機能面の充実について、北海道教育委員会と十分に連携、情報交換を行い、計画的な老朽化対策を図ります。
- ・ 「ふるさとの森が育む」学びの環境整備事業では、引き続き平成30年度までに、年次的に机椅子の更新を進めるとともに、地域材を使用した机椅子を導入することで地産地消を学ぶ具体的な教材として、学校教育における地場産業（林業・木材産業）や森林に係る教育の推進を図ります。
- ・ 引き続き教職員を対象とした普通救命講習及び応急手当普及員養成講習を実施し、修了者の増加に努めます。

2. 幼児教育の充実

- ・ 小学校教諭による幼稚園の保育参観・体験や、幼稚園教諭による小学校1年生の授業参観などを通して、相互に実態を把握することで、幼児教育と学校教育の接続をより円滑にすることができるよう取り組みます。

3. 高等教育の充実

- ・ 地域に根差した学校づくりを進め、進路希望に応じた教育環境の充実・発展に向けて教育課程の改善と指導内容の充実に取り組みます。

4. 私学の振興

- ・ 私学の振興を図ることは、学校教育の発展や充実にとって重要であることから、引き続き支援に努めます。

7 学識経験者の意見

学校施設は、計画的によりよい環境に整備が進められている。今後、校地内の整備や冬の通学路の整備など、安全・安心確保のための施策のより一層の充実を期待する。

幼児教育の充実に関しては、今日の私生活優先、個人主義の風潮の中で子どもの集団生活の体験が乏しく、規範意識や対人関係能力の欠如、社会性の欠如につながっている。こうした風潮が幼児教育における多種多様な要求をもたらしている。幼児期の発達課題や幼児期の教育の重要性、保護者の関わりについて保護者や職員が学習を深める機会の一層の充実を望む。

高等学校の教育では、ほとんどの生徒が高校に進学する現在、中高の連携を図り、特にキャリア教育における指導の継続により、一人ひとりの資質や能力を高めていくことが求められる。また、人材の流出を食い止めるため、地元進学の魅力の発信、高校・大学・企業が連携したインターンシップ等の支援が求められる。

私学の振興では子どもを中心に据えた適切な支援を望む。

平成29年度釧路市教育委員会点検・評価票

評価対象年度	平成29年度	作成日	平成30年7月1日
1 釧路市総合計画の施策体系			
施策コード	4-3-1		
施策の大綱	心豊かな人を育み、文化を創造するまちづくり	施策 主管課	生涯学習課
施策の分野	芸術・文化の振興と継承	施策 関係課	生涯学習課 阿寒生涯学習課 音別生涯学習課
施策名	芸術・文化に親しめる機会の充実		

2 施策の方向
市民がいつでも芸術・文化に親しめるよう、郷土についての資料などの保存、活用に努めるとともに、市民文化会館や釧路市立美術館などの活用により、芸術・文化にふれる機会の拡充を図ります。

3 施策の主要事業	
事業名	事業の意図
1 芸術文化資料の保存・活用	「釧路文学館」を設置し、釧路市にゆかりのある著名な作家の足跡をたどる資料などの収集、保存、活用に努めます。
2 芸術文化の鑑賞機会の充実	国内外の優れた芸術・文化に接する機会を拡大するため、芸術・文化公演や展覧会の開催、学校や幼稚園などの学習への活用などにより、多様な鑑賞機会を提供します。
3 郷土の美術品の保存・活用	釧路市にゆかりのある著名な作家の美術品を後世に伝えるため、作品の収集、保存、活用に努めます。

3-2 社会教育推進計画における位置付け	
分類	施策の方向
Ⅲ-2-(1)	芸術鑑賞機会の充実
Ⅲ-2-(2)	多様な文化活動の推進
Ⅲ-2-(3)	地域・郷土文化の発展

4 平成29年度の施策の取組状況
1. 芸術文化資料の保存・活用
<ul style="list-style-type: none"> ・ 釧路市中央図書館内に「釧路文学館」を開設し、釧路文学の歴史や釧路ゆかりの作家の資料、現在活動している文学団体を紹介する常設展示を開始しました。 ・ 釧路文学館の事業運営に関し、文学団体等からの意見を広く取り入れるため、「釧路文学館アドバイザー委員会」を設置しました。
2. 芸術文化の鑑賞機会の充実
<ul style="list-style-type: none"> ・ 釧路市民文化振興財団の行う各種コンサート等の芸術鑑賞事業や道立釧路芸術館特別展、道展釧路移動展等への助成を行い、市民がより質の高い優れた芸術や伝統文化に触れる機会の確保を図りました。 ・ 市立美術館企画展では、少年ジャンプ連載40周年やコミックス200巻の達成など、前人未到の記録を打ちたたて終了した国民的マンガ「こちら亀有公園前派出所」から厳選された貴重な原画などを展示した、通称「こち亀展」（5月20日～7月9日、入館者数4,162人）やJR北海道車内広報誌等を長年手がける札幌在住のイラストレーター藤倉英幸氏の切り絵を展示した藤倉英幸展（7月15日～8月27日、入館者数2,629人）、アイヌ民族の彫刻家の第一人者で釧路市文化賞やアイヌ文化賞などを受賞された床ヌブリ氏の展覧会「床ヌブリ展」（9月30日～11月12日、入館者4,701人）を開催しました。また、企画展の開催期間中には、アートスクール事業として所有するバスを利用した幼児や児童生徒らの美術鑑賞や、学芸員による作品解説及び鑑賞マナーを学ぶプログラム、陶芸教室等の制作体験を実施しました。 ・ 阿寒地区では、小学生を対象に青少年芸術劇場（劇団影法師による妖怪影絵劇皮影戯「ゲゲゲの鬼太郎」、2校参加）を公民館において開催し、地域児童へ芸術鑑賞機会を提供しました。 ・ 音別地区では、児童生徒を対象に身近な学校体育館を会場として芸術鑑賞会を行い、日頃鑑賞の機会が少ない子どもたちに、芸術文化の鑑賞機会を提供しました。（劇団風の子北海道による児童劇公演「ぼくらのぼにしんぐぼいんと」（音別中学校）・「モンゴルの白い馬」（音別小学校））

3. 郷土の美術品の保存・活用

- ・市立美術館では、所蔵作品の適切な保管・管理に努めるとともに、所蔵作品展等として、「神原安代展」や「絵で巡る世界旅行 遙かなる異国」、「女性の肖像」などを開催し、合わせて5,455人の入館者がありました。

5 課題等

1. 芸術文化資料の保存・活用

- ・釧路文学館における常設展示等の実施のほか、文学への関心を高め、文学活動へのきっかけづくりとなる、文学講演会や各種講座などの文学普及事業の実施について、検討を進める必要があります。

2. 芸術文化の鑑賞機会の充実

- ・子どもの頃から文化芸術に興味・関心を持ち、将来にわたる活動へつなげるため、優れた文化芸術を鑑賞する機会や、日頃から身近で文化芸術に触れることができる取組の充実が必要となっています。
- ・市立美術館における企画展については、質の高い内容が求められる一方で、限られた予算でいかにして市民に優れた美術の鑑賞機会を提供できるのかなど、収益性の確保といった費用対効果の視点も重要になっています。
- ・阿寒地区では、青少年芸術劇場の開催に当たり、予算内での公演可能団体の選定や各学校における行事日程との調整に苦慮しています。
- ・音別地区の芸術鑑賞事業においては、外部からの助成の有無により、年度ごとに全体予算に差が生じ、予算内での公演可能団体・内容の選定などに苦慮しています。

3. 郷土の美術品の保存・活用

- ・市立美術館における常設展については、数に限りのある所蔵作品が中心となるため、多くの方々に満足していただけるよう、作家や時代背景などのテーマごとに新たな角度から作品に光を当てるなど、新鮮さを失わない魅力ある展示内容が必要となっています。

6 今後の取組の方向性

1. 芸術文化資料の保存・活用

- ・「釧路文学館アドバイザー委員会」における意見等を参考として、釧路文学館の運営内容の充実を図るとともに、文学普及事業の実施に向け、事業内容の具体化を図ります。

2. 芸術文化の鑑賞機会の充実

- ・今後とも、釧路市民文化振興財団による芸術鑑賞事業や道立釧路芸術館展示会への助成等のほか、釧路市芸術祭など地元芸術団体の発表の場への支援を通じて、市民が優れた芸術文化に触れる機会の確保に努めていきます。
- ・子どもが行う文化芸術活動や鑑賞機会の充実を図るため、地元の文化芸術関係団体が学校を訪問し、伝統文化等の文化芸術に関わる教育活動を指導する取組を行います。
- ・市立美術館では、展覧会での講演会やギャラリートーク等を充実させ、美術鑑賞だけではない魅力ある展覧会の開催に努めます。また、学校との連携を一層深め、今後も美術館しかできない鑑賞教室などのプログラムを企画・提供し、子どもたちが美術に親しみを持つ機会の拡充に努めます。
- ・阿寒地区では、子どもたちが多様な芸術鑑賞機会を得ることができるよう、青少年芸術劇場の継続に努めます。
- ・音別地区では、子どもたちの芸術鑑賞機会を確保することができるよう、芸術鑑賞事業の継続に引き続き努めます。

3. 郷土の美術品の保存・活用

- ・市民の財産である貴重な美術品を良好な状態で保存し、後世に継承していくとともに、今後もコレクション展等の開催により市民が身近に良質な美術を鑑賞できる機会の確保に努めます。

7 学識経験者の意見

釧路文学館を設置したことは、釧路文学館を訪れて文学に親しみを持つ機会となり、文化を学ぼうとする市民を増やしている条件となった。また、子どもたちにも質の高い文化的な環境を整えたことになり、長期的には文学や文化活動を深めようとする子どもたちを増やす条件になっていると言える。

平成29年度釧路市教育委員会点検・評価票

評価対象年度	平成29年度	作成日	平成30年7月1日
1 釧路市総合計画の施策体系			
施策コード	4-3-2		
施策の大綱	心豊かな人を育み、文化を創造するまちづくり	施策 主管課	生涯学習課
施策の分野	芸術・文化の振興と継承	施策 関係課	生涯学習課 阿寒生涯学習課 音別生涯学習課
施策名	あらゆる世代が参加できる芸術・文化活動の展開		

2 施策の方向
市民の自主的な芸術・文化活動を支援するため、創作活動を行う場や成果を発表する機会の充実を図るなど、誰もが活動しやすい環境づくりに努めます。

3 施策の主要事業	
事業名	事業の意図
1 芸術文化活動の場の提供	市民が気軽に芸術・文化活動に参加できるように、釧路市芸術祭などを開催するとともに、サークルなどのアトリエや練習場所として既存施設の有効活用を努めます。
2 芸術文化活動への支援	地元芸術家や芸術文化団体の意欲的な創作活動を支援するため、郷土作家展など活動の成果を発表する機会の提供に努めます。

3-2 社会教育推進計画における位置付け	
分類	施策の方向
Ⅲ-2-(3)	地域・郷土文化の発展

4 平成29年度の施策の取組状況
1. 芸術文化活動の場の提供
<ul style="list-style-type: none"> ・ 釧路市の芸術文化の創造と振興及び市民の主体的な活動の発表の場として、幅広い分野にわたる団体・サークルが出演する「釧路市芸術祭」の開催に対して補助を行い、40団体、3,012人が出演し、17,982人が参加しました。 ・ 生涯学習センターを会場として、芸術・文化活動を行っている団体・サークル等による「生涯学習フェスティバル」を11月1日、12日の2日間、催物数61件、参加者8,905人により開催しました。 ・ 阿寒地区では、定期利用登録団体38団体、不定期利用登録団体9団体が、文化芸術活動の場として阿寒町公民館を利用しました。 ・ 音別地区では、定期利用団体による活動のほか、音別町総合文化祭の開催により、延べ1,705人が芸術・文化活動の場として音別町文化会館を利用しました。
2. 芸術文化活動への支援
<ul style="list-style-type: none"> ・ 釧路市の文化芸術振興の中心的役割を担っている釧路市文化団体連絡協議会への運営助成のほか、第39回全国公民館研究集会北海道大会・第61回北海道公民館大会inくしろの開催費の一部を助成するなどの支援を行いました。 ・ 釧路市を中心に活躍する作家とその作品の紹介を通して芸術に親しむ機会を市民に提供する郷土作家展を、毎年前期・後期の2回に分けて継続開催しています。平成29年度は、美術部門を3月3日から11日まで、書道・写真部門を3月17日から25日まで美術館Aギャラリー会場において開催し、美術部門61人、書道部門40人、写真部門42人の出品があり、延べ2,385人の入館がありました。 ・ 阿寒地区では、釧路市文化団体連絡協議会阿寒支部を中心とした実行委員会によって「阿寒町総合芸術祭」を開催し、ステージ部門は発表団体9団体94人、展示部門では158人1,004作品の参加がありました。 ・ 音別地区では、釧路市文化団体連絡協議会音別支部を中心とした実行委員会を組織し、地域に根ざした芸術・文化活動を通して文化の振興を図るため、音別町文化会館を会場として総合文化祭を開催し、展示部門で12団体7個人410作品、発表部門で10団体の参加・出展があり、約1週間の開催期間中に延べ914人の入館がありました。

5 課題等

1. 芸術文化活動の場の提供

- ・「生涯学習フェスティバル」や「釧路市芸術祭」等の文化イベントが毎年行われていますが、今後の釧路市の文化芸術の担い手となる若年層の参加不足が課題となっています。
- ・阿寒地区では、釧路市文化団体連絡協議会阿寒支部の加盟団体や会員が減少し、運営が年々困難になっているため、未加盟団体への加入の呼びかけを行い、地域における文化芸術活動の活性化に努める必要があります。
- ・音別地区においても、地域内の人口減少と高齢化の進行により、文化団体会員数が減少し、活動休止となる団体も見られ、文化団体の施設利用や各事業への参加が減少しています。

2. 芸術文化活動への支援

- ・各団体においては、リーダーや会員の高齢化に伴う活動の休止や解散が見受けられ、若年層の多い団体との連携や後継者の育成が課題となっています。

6 今後の取組の方向性

1. 芸術文化活動の場の提供

- ・活動発表の場の確保や市民が安全・安心に活動するための拠点となる施設の整備に努めます。また、メディアの有効活用を図り、市民が行う様々な活動情報を市民に提供します。
- ・阿寒地区では、実行委員会との共催により月1回開催している「公民館ロビーコンサート」について、より多くの市民に参加していただけるよう団体・個人への支援を継続し、地域における文化芸術活動の活性化と活動発表の場の確保に努めます。
- ・音別地区においては、各団体の日々の活動の拠点となる場の確保や、新規会員の増加に向けた活動の支援を行います。

2. 芸術文化活動への支援

- ・各団体・サークルの育成や活性化を図り、後継者となる子どもたちの文化芸術活動が活発に行われるよう、各種活動への助成金交付を引き続き行います。また、講座等修了後における受講者によるサークル立ち上げを促進するとともに、釧路市文化団体連絡協議会等を通じ、若年層が組織する団体・サークルの生涯学習フェスティバル等への参加を奨励します。

7 学識経験者の意見

文化・芸術活動は長い期間の活動があつてはじめて子どもたちの文化・芸術活動も高まっていく。子ども・若者を巻き込んだ講座や学習活動・地域づくり活動も少しずつ広がっており、その成果の拡張が期待できる。

平成29年度釧路市教育委員会点検・評価票

評価対象年度	平成29年度	作成日	平成30年7月1日
1 釧路市総合計画の施策体系			
施策コード	4-3-3		
施策の大綱	心豊かな人を育み、文化を創造するまちづくり	施策 主管課	生涯学習課
施策の分野	芸術・文化の振興と継承	施策 関係課	生涯学習課 動物園 博物館
施策名	文化財の保護		阿寒生涯学習課

2 施策の方向
史跡などを適切に保存するとともに、その活用により歴史と文化に対する市民の理解を深め、貴重な文化財の保護に努めます。

3 施策の主要事業	
事業名	事業の意図
1 史跡の整備	北斗遺跡、モシリヤ砦跡、チャランケ砦跡、春採台地堅穴群、東釧路貝塚の史跡の保護、整備を進めるとともに、郷土学習や観光への活用に努めます。
2 天然記念物の保護	国指定の特別天然記念物であるタンチョウと阿寒湖のマリモ、市指定の天然記念物であるキタサンショウウオをはじめとした学術的価値が高い動植物などの天然記念物の保護に努めます。

3-2 社会教育推進計画における位置付け	
分類	施策の方向
Ⅲ-1-(1)	豊かな自然環境の保護と啓発
Ⅲ-3-(1)	文化財に関する学習機会や情報の提供
Ⅲ-3-(2)	文化財の保護と調査・研究

4 平成29年度の施策の取組状況
1. 史跡の整備
<ul style="list-style-type: none"> 施設を利用する車両の通行に支障が生じていたことから、史跡北斗遺跡展示館と道道を接続する道路沿線の樹木を伐採しました。 環境整備事業として、モシリヤチャシ跡 (8,440㎡)、春採台地堅穴群 (2,060㎡)、ハルトルチャランケチャシ跡 (約2,000㎡) の草刈を各1回実施しました。
2. 天然記念物の保護
<ul style="list-style-type: none"> タンチョウ保護のため、11月から3月までの給餌事業を行い、12月から2月までの冬季ねぐら監視事業を釧路市タンチョウ鶴愛護会に委託して行いました。 ワシなどの鳥類と接触することにより、高病原性鳥インフルエンザに感染する恐れがあることから、活魚を用いたタンチョウへの給餌を中止しました。また、タンチョウの越冬環境を改善するため、小川から汲み取った水を給餌場横にあるピオトープに試験的に流し込み、人工湿地の再生を試みました。 平成29年度は、丹頂鶴自然公園でヒナが1羽孵化し、野外へ自然放鳥しました。 保護収容された個体は37羽で、うち生体は11羽でした。 平成23年度に策定した「マリモ保護管理計画」の具現化に向けた調査研究及び普及啓発活動に取り組む一方、マリモ群生地では、平成28年8月に北海道に上陸した大型台風の風波によって、湖岸に大量の水草が打ち上げられるなどの変化が見られたため、潜水によるマリモと水草の生育状況調査を実施しました(文化庁の補助による4か年緊急調査事業の最終年)。 キタサンショウウオの生息状況を把握するために、5月に卵嚢数調査を実施し、140卵嚢を確認しました。 春採湖のヒブナ保護対策として、5月から6月にかけて、湖内の3か所に人工水草200本を設置して、産卵環境の整備を図りました。 ヒブナの産卵期である6月にさで網などを用いた捕獲調査を行い、1尾のヒブナを捕獲しました。

5 課題等

1. 史跡の整備

- ・ 北斗遺跡ふるさと歴史の広場については、展示館外構U字トラフの修繕や管理用道路等の整備が課題として残っており、順次整備を実施する必要があります。
- ・ 平成27年3月、国史跡「モシリヤ砦跡」と「鶴ヶ岱チャランケ砦跡」が、釧路町、標茶町、弟子屈町の史跡と統合され、「史跡釧路川流域チャシ跡群」として新たに国史跡の指定を受けことに伴い、広域にわたる一体的な史跡の保存・活用が課題となっています。

2. 天然記念物の保護

- ・ タンチョウの保護収容個体数が依然として多く、治療入院室や器具のほか、回復しても野生復帰できない個体の収容施設が不足しています。また、ヒナや卵が収容されることも多く、育雛に適した飼育環境の整備も必要となっています。
- ・ 収容されたタンチョウ（死体）の標本保存冷凍庫が飽和状態となっており、標本の有効活用等の対策が必要となっています。
- ・ タンチョウの生息数は1,500羽を超えたものの、いまだに絶滅の危険性があることから、血統管理を行いながら飼育繁殖を進めるとともに、野生復帰のための技術研究の確立が重要となっています。
- ・ マリモ群生地では、台風の通過により、自生している水草の量が減少しましたが、残存した水草が再び繁茂してマリモの生育環境に悪影響を与えぬよう、継続的なモニタリングや水草の生育密度管理が必要となっています。
- ・ キタサンショウウオは、保護施策を検討する上で重要となる市内の生息地の分布状況などの知見が不足しているため、それらの蓄積が急務となっています。
- ・ 春採湖においては、ウチダザリガニの食害などの影響により減少した、ヒブナ・フナが産卵する自然の水草（マツモ、リュウノヒゲモ）が回復傾向にあるため、ヒブナ産卵環境の整備の在り方を含めた検討が今後、必要となっています。
- ・ 春採湖におけるヒブナの生息実態を把握することが必要となっています。

6 今後の取組の方向性

1. 史跡の整備

- ・ 釧路市の文化財の保存・継承・活用を図るため、各小・中学校に配布した釧路市文化財マップの積極的な活用を促進していきます。
- ・ 「史跡釧路川流域チャシ跡群」については、関係自治体及び文化庁、道教委等と保存・活用の協議を進めていきます。

2. 天然記念物の保護

- ・ 釧路市動物園基本計画に基づいて、ツル関連施設（タンチョウ保護増殖センター、丹頂鶴自然公園、阿寒国際ツルセンター）の機能を生かした施設整備を推進します。また、傷病個体の保護収容施設や死体標本管理施設の整備等について、環境省や関係機関との協議を引き続き進めます。
- ・ マリモの生育環境を改善すべく、地域の住民や文化庁・環境省などの関係機関の協力を得て、水草の刈取り等の対策に取り組むとともに、持続可能な水草の管理手法の確立に向けた調査研究を進めていきます。
- ・ キタサンショウウオについては、卵嚢数調査を継続実施し、生育状況の把握に努めるとともに、市民にキタサンショウウオを知ってもらう機会を提供していきます。
- ・ ヒブナの産卵環境の整備について今後検討していきながら、その保護に資するため、生息実態調査に取り組んでいきます。

7 学識経験者の意見

北斗遺跡・タンチョウ・マリモ・キタサンショウウオ・ヒブナなど、釧路の天然記念物等を積極的に保護・保全しており、これらが地域の特色にもなっている。観光資源及び子どもたちの地域学習素材にもなっており、積極的な利活用が行われている。マリモは、湖の状況によって変化するが、その状況調査も行われており、積極的な保全のための科学的な研究と対策が進んでいると言える。

平成29年度釧路市教育委員会点検・評価票

評価対象年度	平成29年度	作成日	平成30年7月1日
1 釧路市総合計画の施策体系			
施策コード	4-3-4		
施策の大綱	心豊かな人を育み、文化を創造するまちづくり	施策 主管課	生涯学習課
施策の分野	芸術・文化の振興と継承	施策 関係課	生涯学習課 阿寒生涯学習課 音別生涯学習課
施策名	郷土の歴史・文化の継承		

2 施策の方向
地域の歴史を後世に伝えるため、地域史料の収集、保存、活用に向けた整理に努めます。また、先人から伝わる芸能を守り育てる活動を支援し、郷土独自の文化の保存、振興に努めます。

3 施策の主要事業	
事業名	事業の意図
1 地域史料の保存・活用	市や地域に係る貴重な歴史的資料の収集、史料的高価値の公文書の整理に努めるとともに、市民が必要とする情報の提供に努めます。
2 郷土芸能の保存・継承	郷土芸能を保存する活動を支援するとともに、発表機会の確保や後継者の育成などに努めます。

3-2 社会教育推進計画における位置付け	
分類	施策の方向
Ⅲ-2-(3)	地域・郷土文化の発展

4 平成29年度の施策の取組状況
1. 地域史料の保存・活用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 釧路叢書第38巻「太平洋炭砒 上巻」を発刊しました。 ・ 北海道新聞地方版及び釧路新聞を主体に関連記事の保存と検索表データの入力を行いました。 ・ 希望に応じて、城山小学校の一角にある太平洋炭砒資料室の公開を行いました。 ・ 釧路の歴史に関するレファレンスに対応しました。 2. 郷土芸能の保存・継承 <ul style="list-style-type: none"> ・ 釧路地区では、釧路太平洋太鼓保存会に、新成人の門出を祝う「くしろ20歳のつどい」に出演してもらい、団体の活動情報を市民に広く発信するなど、団体の保存継承につながる取組を行いました。 ・ 音別地区では、音別町郷土芸能保存会の活動の場の提供、保存伝承のための後継者の育成を目的とした事業の支援を行いました。

5 課題等
1. 地域史料の保存・活用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成30年度も釧路叢書の発刊を予定していますが、今後も発刊に当たり叢書のテーマの検討などを進める必要があります。 ・ 地域史料の保管場所、保管方法等が異なり、一元的な管理・活用ができない状況にあります。 2. 郷土芸能の保存・継承 <ul style="list-style-type: none"> ・ 釧路地区では、地域にある郷土芸能の存在が知られていない現状にあります。また、活動のための人材や継承者の確保も課題となっています。 ・ 阿寒地区では、無形民俗文化財の紀ノ丘神楽の伝承活動が継承者不足等の問題により長期間休止状態にあり、その伝承保存について危惧される状況にあります。 ・ 音別地区では、音別町郷土芸能保存会の指導者・会員が高齢化しており、若年層の継承者の確保が課題となっています。

6 今後の取組の方向性

1. 地域史料の保存・活用

- ・平成30年度に釧路叢書第39巻「(仮称)太平洋炭砒 下巻」の発刊に取り組みます。
- ・新図書館整備を契機に、資料保存の一元化も視野に入れつつ、地域史料の保存と活用について検討を続けていきます。

2. 郷土芸能の保存・継承

- ・釧路地区では、蝦夷太鼓保存会や太平洋太鼓保存会、鳥取きりん獅子舞保存会、鳥取傘踊り保存会等の団体に対し、活動の場の提供や情報の発信などの支援に努めます。
- ・阿寒地区では、無形民俗文化財「紀ノ丘神楽」の関連資料の保存に努めます。
- ・音別地区では、運動会などの小・中学校の行事の中で郷土芸能の踊りを取り入れています。引き続き保存会と連携して各イベントでのPR活動を行うなど、若年層の継承者の育成・確保に努めます。

7 学識経験者の意見

日本最後の現存する採炭地域である釧路の炭鉱は、技術力も高く、そして積極的に世界の中での技術伝播の役割を担っている。その先進的な技術及び歴史的な役割を積極的に記録として残しておこうとする活動に取り組んでいることは評価できる。これらの記録が日本のエネルギー産業史の大きな足跡になる。刊行物は釧路の特色づくりと歴史的な評価という意味で、積極的な保存政策となっている。

平成29年度釧路市教育委員会点検・評価票

評価対象年度	平成29年度	作成日	平成30年7月1日
1 釧路市総合計画の施策体系			
施策コード	4-3-5		
施策の大綱	心豊かな人を育み、文化を創造するまちづくり	施策 主管課	生涯学習課
施策の分野	芸術・文化の振興と継承	施策 関係課	生涯学習課 阿寒生涯学習課 博物館
施策名	アイヌ文化の継承		

2 施策の方向
アイヌの人たちの豊かで優れた伝統芸能や儀式などを後世に伝えるため、アイヌ文化の保存、継承に取り組むとともに、アイヌの歴史と文化に対する理解の促進に努めます。

3 施策の主要事業	
事業名	事業の意図
1 アイヌ文化の保存・振興	アイヌ語の多様な口承文芸、美術・工芸、伝統儀式などの伝承・研究・普及活動に努めます。

3-2 社会教育推進計画における位置付け	
分類	施策の方向
Ⅲ-3-(3)	アイヌ文化の保存と継承

4 平成29年度の施策の取組状況
1. アイヌ文化の保存・振興
<ul style="list-style-type: none"> ・イオル再生事業の検討・検証組織として「釧路・阿寒イオル協議会」の設置及び実施団体として「釧路イオル共同体」の設立並びに国の平成30年度予算の概算要求に向けた要請活動を行いました。 ・アイヌ民族の伝統芸能の伝承・普及のため、春採アイヌ古式舞踊釧路リムセ保存会に対し助成を行い、その活動を支援しました。 ・アイヌ古式舞踊の伝承・保存のため、阿寒アイヌ民族文化保存会に対し助成を行い、その活動を支援しました。

5 課題等
1. アイヌ文化の保存・振興
<ul style="list-style-type: none"> ・アイヌ文化の優れた伝統芸能や儀式等の保存及び伝承活動に努めているものの、アイヌの人々の間では、高齢化や後継者不足が生じており、アイヌ文化を継承する上で深刻な課題となっています。

6 今後の取組の方向性
1. アイヌ文化の保存・振興
<ul style="list-style-type: none"> ・イオル再生事業を実施することにより、アイヌ文化の継承者の育成と市民への啓発を行います。 ・アイヌ文化継承のため、春採アイヌ古式舞踊釧路リムセ保存会や阿寒アイヌ民族文化保存会、阿寒湖温泉アイヌ文化推進実行委員会等の関係機関・団体との連携を図ります。 ・アイヌ民族の歴史・文化への理解を深めるため、市民を対象とした学習機会や情報の提供を行います。

7 学識経験者の意見
アイヌ文化は、先住民族の歴史と北海道の歴史を考える上で重要な学習内容となる。釧路市はこのアイヌ文化を積極的に取り上げ、文化の保存活動や啓発活動を行っており、先導的なアイヌ民族の理解に努めている。その啓発活動によって、市民のアイヌに対する学習意識や理解も深まっている。

平成29年度釧路市教育委員会点検・評価票

評価対象年度	平成29年度	作成日	平成30年7月1日
--------	--------	-----	-----------

1 釧路市総合計画の施策体系

施策コード	4-4-1		
施策の大綱	心豊かな人を育み、文化を創造するまちづくり	施策 主管課	スポーツ課
施策の分野	スポーツの振興	施策 関係課	スポーツ課 阿寒生涯学習課 音別生涯学習課
施策名	スポーツ・レクリエーション環境の充実		

2 施策の方向

スポーツ・レクリエーション活動の振興を図るため、多様化する市民ニーズに対応した施設の整備に努めます。また、高度な技術レベルのスポーツを観戦できる機会を充実し、地元スポーツ選手の競技人口の拡大と競技力の向上を図ります。

3 施策の主要事業

事業名	事業の意図
1 スポーツ施設の整備	市民が利用しやすい環境を整えるため、スポーツ施設の計画的な整備、改修に努めます。
2 競技スポーツの振興	全日本少年アイスホッケー大会などを開催し、氷都くしろの知名度アップに努めます。 広域スポーツ拠点施設である湿原の風アリーナ釧路を活用し、国際大会や全道・全国規模の大会を開催するとともに、各種競技団体との連携を図りながら、スポーツ合宿の誘致に努めます。

3-2 社会教育推進計画における位置付け

分類	施策の方向
IV-2-(1)	スポーツ施設の充実
IV-4-(1)	競技力の向上
IV-4-(2)	スポーツ少年団の育成
IV-4-(3)	競技スポーツ活動への支援

4 平成29年度の施策の取組状況

1. スポーツ施設の整備

- ・ 柳町スピードスケート場：冷凍機凝縮器チューブ薬品洗浄及び水室内塗装補修工事、音響設備更新工事、整氷車（ザンボニー）更新、スピードスケート用防護マット（150枚）更新
- ・ 柳町アイスホッケー場：冷却設備更新工事
- ・ 春採アイスアリーナ：冷却設備更新工事、ショートトラック用防護マット（56枚）購入、整氷車（ザンボニー）更新
- ・ 釧路アイスアリーナ：音響設備更新工事
- ・ 湿原の風アリーナ釧路：タンブリングパネル（9枚）購入、ゆかマット（12枚）購入、段違い平行棒バー（2本）購入、スポッターマット（4枚）購入
- ・ 釧路市民球場：人工芝敷設、外壁補修、バッティングケージ購入
- ・ 阿寒町総合運動公園：既存トイレ改修工事、多目的広場用備品整備（小人用サッカーゴール一式購入）
- ・ 音別町温水プール：プール水槽内塗装補修

2. 競技スポーツの振興

- ・ 第12回全日本少年アイスホッケー大会（中学生・男子の部）開催日：3月24日～28日、24チーム442人参加
- ・ 湿原の風アリーナ釧路で開催された全国・全道規模大会

2017東日本ジュニア体操競技選手権大会、ドリーム杯第17回未来小学生バレーボール全道フェスティバルほか19件

- ・ スポーツ合宿数 52団体 1,501人

5 課題等

1. スポーツ施設の整備

- ・ 老朽化している施設が多く、これまでは小規模修繕等を進めて長寿命化を図ってきましたが、年々、大規模な修繕や機器の更新が増加していることが課題となっています。

2. 競技スポーツの振興

- ・ スポーツ合宿誘致は、既実施団体への継続要請のほか、より幅広い種目の新規団体の開拓が課題となっています。

6 今後の取組の方向性

1. スポーツ施設の整備

- ・ 今後も利用者、競技団体及び施設管理者からの要望、意見等を取り入れながら、緊急度、安全性の確保等を考慮した上で、国等の補助制度を積極的に活用し、計画的でバランスある整備に努めます。

2. 競技スポーツの振興

- ・ スポーツ合宿誘致の取組については、夏季の冷涼な気候環境と交通アクセスの利便性をセールスポイントとし、釧路市で開催される全国・全道大会の代表者会議や監督会議等での合宿パンフレットの配布や各種競技団体、地元大学同窓会等との連携による誘致活動を進めるとともに、合宿団体へインセンティブを与える支援策の創設等について、北海道への働きかけを含め検討します。

7 学識経験者の意見

釧路市の特色である冷涼な夏の季節に大会・合宿を誘致するのは、釧路市全体の流動人口を増やす政策とも合致しており、今後とも積極的な宣伝が期待される。長野県も冷涼気候を特色にして呼び込みをしているが、釧路の場合は、陸路ではなく飛行機を使うこともあるため、今後、飛行機の値段が高くとも誘致することができるよう、長野とは異なるメリットを打ち出す政策が課題となる。氷都の宣伝は、積極的に行われており、今後とも冬季スポーツの参加人口の拡大が期待される。

平成29年度釧路市教育委員会点検・評価票

評価対象年度	平成29年度	作成日	平成30年7月1日
--------	--------	-----	-----------

1 釧路市総合計画の施策体系

施策コード	4-4-2		
施策の大綱	心豊かな人を育み、文化を創造するまちづくり	施策 主管課	スポーツ課
施策の分野	スポーツの振興	施策 関係課	スポーツ課 阿寒生涯学習課 音別生涯学習課
施策名	スポーツ・レクリエーション活動機会の提供		

2 施策の方向

誰もが生涯にわたってスポーツ・レクリエーション活動に取り組むことができるよう、スポーツ団体の育成や生涯スポーツの普及などにより、身近な活動機会の提供を図ります。

3 施策の主要事業

事業名	事業の意図
1 地域スポーツの活性化	総合型地域スポーツクラブの設立、育成を支援するため、広域スポーツセンター機能を強化、拡充し、地域間交流イベントや指導者の養成、確保に向けた研修会などを開催します。
2 生涯スポーツの振興	身近な場所で気軽にスポーツに親しむことができるよう、スポーツ教室やイベントなどを開催するとともに、軽スポーツの開発、普及を進めます。 幅広い世代の市民とともに全国から参加する選手も継続して出場する大会を目指し、釧路湿原マラソンのさらなる発展に努めます。

3-2 社会教育推進計画における位置付け

分類	施策の方向
IV-1-(1)	スポーツに関する情報提供の充実
IV-1-(2)	学習機会と相談体制の充実
IV-1-(3)	健康維持と体力向上の取組
IV-2-(2)	指導者の養成とボランティアの確保
IV-3-(1)	参加機会の充実
IV-3-(2)	地域スポーツ活動の活性化
IV-3-(3)	特色あるスポーツ活動の推進

4 平成29年度の施策の取組状況

1. 地域スポーツの活性化

- ・ 釧路・根室圏広域スポーツセンター協議会（平成16年5月設立）活動の推進
協議会活動の概要
 - ・ 設立目的：総合型地域スポーツクラブの育成に向け、広域的に支援・普及するもの
 - ・ 総合型地域スポーツクラブ数：釧路管内 14（釧路市9、釧路町1、弟子屈町1、厚岸町1、白糠町2）
根室管内 5（根室市1、標津町1、別海町1、中標津町1、羅臼町1）
 - ・ 総会の開催（5月15日 釧路市）
 - ・ 運営委員会の開催（5月15日 釧路市・6月12日 標津町）
 - ・ 管内交流ミニテニス大会の開催（11月23日 釧路市）
 - ・ 北海道スポーツネットワーク会議への派遣（1月20日、21日 札幌市）

2. 生涯スポーツの振興

- ・ 各種スポーツ教室の開催
 - ・ 釧路地区
湿原の風アリーナ釧路：ミニテニス教室など 212教室 4,266人参加

鳥取温水プール：成人水泳教室など240教室 410人参加
上記2施設以外の施設：健康ストレッチ教室など33教室 522人参加

- ・阿寒地区
阿寒町スポーツセンター・プール：小学生水泳教室 21人参加
- ・音別地区
子どもスポーツ教室（4教室4種目）、シニア軽スポーツ教室 29人参加
- ・各種イベントの開催
 - ・釧路地区
釧路湿原マラソン（7月30日 3,885人参加）
釧路市秋季体育祭（30種目5月～3月 5,684人参加）
釧路市冬季体育祭（5種目12月～3月 2,034人参加）
 - ・阿寒地区
阿寒ウルトラオリンピック'2017（10月29日 50人参加）
冬の子どもスポーツフェスティバル（2月11日 16人参加）
 - ・音別地区
軽スポーツ大会（フロアーカーリング）（7月28日 24人参加）
ミニバレーボール大会（10月13日 28人参加）
ファミリースポーツ交流会（10月29日 65人参加）
カーリング大会（1月12日 26人参加）

5 課題等

1. 地域スポーツの活性化

- ・釧路市の総合型地域スポーツクラブは、27地区中9地区に設立されています。釧路市内全域に総合型地域スポーツクラブが設立されるようスポーツ推進委員が中心となり、地域住民へ働きかけを行っていく必要があります。

2. 生涯スポーツの振興

- ・サークル団体等の会員数が減少し、活動が衰退傾向にあることが課題となっています。
- ・昭和63年に市スポーツ推進委員が考案したニウカムボール（高齢者向けの軽スポーツ/ソフトバレーボールを使用）以来、新たな軽スポーツ種目の開発がされていないため、新種目の開発が課題となっています。

6 今後の取組の方向性

1. 地域スポーツの活性化

- ・新たな総合型地域スポーツクラブの設立に向けて、釧路・根室圏広域スポーツセンター協議会において、情報提供や人材派遣を行うとともに、総合型地域スポーツクラブの核となる軽スポーツを普及させ、地域間の連携が図られるようなイベントの開催に努めます。

2. 生涯スポーツの振興

- ・各種スポーツ教室・イベント等の開催に当たっては、日頃スポーツを行っていない人や運動が苦手なスポーツ経験の少ない人を取り込み、市民ニーズをとらえた参加しやすい内容の企画立案に努めます。
- ・新たな軽スポーツ種目の開発については、スポーツ推進委員において研究を進めるとともに、委員の資質向上を図り、スポーツの指導・助言等に努めます。
- ・釧路湿原マラソンは、近年、道内外から多数の参加者があり、全国的にも知名度が上がっていることから、今後も多くの参加者を呼び込めるような魅力ある大会となるよう努めます。

7 学識経験者の意見

総合型地域スポーツクラブは、釧路市内の9地区に設立され、徐々に増えてきており子どもから高齢者までが気軽に関われるスポーツが広がりつつある。指導者の確保がこれからの課題であるが、意識的に取り組んでいる。総合型地域スポーツクラブは、学校の部活動とも連動しながら、今後スポーツ参加者と指導者の裾野を広げていくことが重要になっている。